

宮城県地域防災計画 新旧対照表（案）

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

平成 2 7 年 月

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考				
	(全般)ヘッダー部分 (新設) 1-1 総則	(全般)ヘッダー部分 地震災害対策編 1-1 総則	各編の名称を記載				
2	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第3 計画の修正</p> <p>1 修正の概要</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。<u>今回の修正においては、東日本大震災の教訓による地震対策を盛り込んだ修正を加えた。</u></p> <p>2 見直し方針</p> <p>3 (4) 津波対策の強化</p> <p>地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、<u>特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第3 計画の修正</p> <p>1 修正の概要</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。<u>特に、東日本大震災後の災害対策基本法の改正等を背景とした平成25年2月及び平成26年2月の修正においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、以下の方針に基づいて大規模な見直しを行った。</u></p> <p>2 見直し方針</p> <p>3 (4) 津波対策の強化</p> <p>地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、<u>東日本大震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。</u></p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>				
10	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <p>1 宮城県</p> <p>(1) 宮城県防災会議の事務</p> <p>(2) 宮城県災害対策本部の事務</p> <p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4) 通信体制の整備・強化</p> <p>(5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施</p> <p>(6) 情報の収集・伝達及び広報</p> <p>(7) 自衛隊への災害派遣要請</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td> (1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請	<p>表形式に整理</p>
機関名	業務大綱						
宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請						

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</p> <p>(9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施</p> <p>(10) 交通及び緊急輸送の確保</p> <p>(11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援</p> <p>(12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(13) 保健衛生，文教対策</p> <p>(14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</p> <p>(16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援</p> <p>(17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p><u>(後段より移記)</u></p> <p><u>(後段より移記)</u></p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 市町村防災会議に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導</p>	<p>(8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</p> <p>(9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施</p> <p>(10) 交通及び緊急輸送の確保</p> <p>(11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援</p> <p>(12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(13) 保健衛生，文教対策</p> <p>(14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</p> <p>(16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援</p> <p>(17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>(1) 災害情報の収集伝達</p> <p>(2) 被災者の救出及び救助</p> <p>(3) 行方不明者の捜索</p> <p>(4) 死者の検視・調査</p> <p>(5) 交通規制，緊急交通路の確保及び交通秩序の維持</p> <p>(6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持</p> <p>(7) 避難誘導及び避難場所の警戒</p> <p>(8) 危険箇所の警戒</p> <p>(9) 災害警備に関する広報活動</p> <p>宮城県教育委員会</p> <p>(1) 公立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策</p> <p>(2) 公立学校等幼児，児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策</p> <p>(3) 公立学校等教育活動の応急対策</p> <p>(4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策</p> <p>市町村</p> <p>(1) 市町村防災会議に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導</p> <p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
11	<p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告</p> <p>(6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設</p> <p>(7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施</p> <p>(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助</p> <p>(9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保</p> <p>(10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施</p> <p>(11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策</p> <p>(13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>3 東北管区警察局</p> <p>(1) 災害状況の把握と報告連絡</p> <p>(2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整</p> <p>(3) 関係職員の派遣</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整</p> <p>(5) 津波予報の伝達</p> <p>4 東北財務局</p> <p>(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請</p> <p>(2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資</p> <p>(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等</p> <p>(4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会</p> <p>(5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</p> <p>5 東北厚生局</p> <p>(1) 災害状況の情報収集、通報</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>6 東北農政局</p> <p>(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導</p> <p>(2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及</p>	<p>(4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告</p> <p>(6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設</p> <p>(7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施</p> <p>(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助</p> <p>(9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保</p> <p>(10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施</p> <p>(11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策</p> <p>(13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>東北管区警察局 (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達</p> <p>東北総合通信局 (1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置</p> <p>東北財務局 (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定 of 立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</p> <p>東北厚生局 (1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整</p> <p>宮城労働局 (削除)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
12	<p>び災害復旧事業の指導</p> <p>(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導</p> <p>(4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p> <p>(5) 土地改良機械の貸付及び指導</p> <p>(6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</p> <p>7 東北森林管理局</p> <p>(1) 山火事防止対策</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(3) 林道の適正な管理</p> <p>8 東北経済産業局</p> <p>(1) 工業用水道の応急・復旧対策</p> <p>(2) 災害時における復旧用資機材, 生活必需品及び燃料等の需給対策</p> <p>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>9 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策</p> <p>(2) 鉱山における人に対する危険の防止, 施設の安全, 鉱害の防止, 保安確保の監督指導</p> <p>10 東北運輸局</p> <p>(1) 交通施設等の被害, 公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</p> <p>(2) 緊急輸送, 代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</p> <p>11 東京航空局仙台空港事務所</p> <p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し, 安全確保のための必要な措置</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</p> <p>12 第二管区海上保安本部</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>イ 防災訓練に関する事項</p> <p>ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項</p> <p>ハ 調査研究に関する事項</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>イ 警報等の伝達に関する事項</p> <p>ロ 情報の収集に関する事項</p> <p>ハ 活動体制の確立に関する事項</p>	<p>(1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導</p> <p>(2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導</p> <p>(3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認</p> <p>(4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い</p> <p>(5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導</p> <p>東北農政局</p> <p>(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導</p> <p>(2) 農地・農業用施設, 農地海岸保全施設, 共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</p> <p>(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導</p> <p>(4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p> <p>(5) 土地改良機械の貸付及び指導</p> <p>(6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</p> <p>東北森林管理局</p> <p>(1) 山火事防止対策</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(3) 林道の適正な管理</p> <p>東北経済産業局</p> <p>(1) 工業用水道の応急・復旧対策</p> <p>(2) 災害時における復旧用資機材, 生活必需品及び燃料等の需給対策</p> <p>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策</p> <p>(2) 鉱山における人に対する危険の防止, 施設の安全, 鉱害の防止, 保安確保の監督指導</p> <p>東北地方整備局</p> <p>(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
13	<p>ニ 海難救助等に関する事項</p> <p>ホ 緊急輸送に関する事項</p> <p>へ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項</p> <p>ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項</p> <p>チ 流出油等の防除に関する事項</p> <p>リ 海上交通安全の確保に関する事項</p> <p>ヌ 警戒区域の設定に関する事項</p> <p>ル 治安の維持に関する事項</p> <p>ヲ 危険物の保安措置に関する事項</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策</p> <p>イ 海洋環境の汚染防止に関する事項</p> <p>ロ 海上交通安全の確保に関する事項</p> <p>13 仙台管区気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</p> <p>(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等</p> <p>(7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</p> <p>14 東北総合通信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導</p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備</p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置</p> <p>15 宮城労働局</p> <p>(1) 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導</p> <p>(2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監</p>	<p>(2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</p> <p>(3) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理</p> <p>(4) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること</p> <p>(5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施</p> <p>(6) 一般国道区間の交通確保</p> <p>(7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</p> <p>(8) 港湾施設、空港施設等の整備</p> <p>(9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策</p> <p>(10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立</p> <p>(11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施</p> <p>東北運輸局</p> <p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</p> <p>(2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</p> <p>東京航空局 仙台空港事務所</p> <p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備(削除)</p> <p>(4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言(削除)</p> <p>(5) _____ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発_____</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>イ 防災訓練に関する事項</p> <p>ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項</p> <p>ハ 調査研究に関する事項</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>イ 警報等の伝達に関する事項</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
14	<p>督指導</p> <p>(3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導</p> <p>(4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認</p> <p>(5) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い</p> <p>(6) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導</p>	<p>ロ 情報の収集に関する事項</p> <p>ハ 活動体制の確立に関する事項</p> <p>ニ 海難救助等に関する事項</p> <p>ホ 緊急輸送に関する事項</p> <p>ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項</p> <p>ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項</p> <p>チ 流出油等の防除に関する事項</p> <p>リ 海上交通安全の確保に関する事項</p> <p>ヌ 警戒区域の設定に関する事項</p> <p>ル 治安の維持に関する事項</p> <p>ヲ 危険物の保安措置に関する事項</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策 (削除)</p>	表現修正
	<p>16 東北地方整備局</p> <p>(1) 直轄河川の改修, ダム等の計画, 工事及び維持修繕その他の管理</p> <p>(2) 一般国道区間の維持修繕工事, 除雪等の維持その他の管理</p> <p>(3) 北上川下流, 鳴瀬川, 阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表, 伝達等の水防に関すること</p> <p>(4) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施</p> <p>(5) 一般国道区間の交通確保</p> <p>(6) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</p> <p>(7) 港湾施設, 空港施設等の整備</p> <p>(8) 港湾施設, 空港施設等の災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</p> <p>(9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策</p> <p>(10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立</p> <p>(11) 港湾施設, 空港施設の災害復旧事業の実施</p>	<p>東北地方環境事務所 (1) 所管施設等の避難場所等としての利用</p> <p>(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援</p> <p>(3) 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法等に基づく検査・指示</p> <p>(4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整</p>	
	<p>17 東北防衛局</p> <p>(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整</p> <p>(2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整</p> <p>(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡</p>	<p>東北防衛局 (1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整</p> <p>(2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整</p> <p>(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡</p>	
	<p>18 東北地方環境事務所</p> <p>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用</p> <p>(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援</p> <p>(3) 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法等に基づく検査・指示</p> <p>(4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整</p> <p>【自衛隊】</p> <p>19 自衛隊</p>	<p>【自衛隊】</p> <p>自衛隊 (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動</p> <p>(3) 災害時における応急医療・救護活動</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>独立行政法人国立病院機構__北海道東北グループ (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療, 災害医療班の編成, 連絡調整並びに派遣の支援</p> <p>(2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援</p> <p>(3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集, 通報</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
15	<p>(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動</p> <p>(3) 災害時における応急医療・救護活動</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>20 東日本電信電話株式会社宮城支店</p> <p>(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</p> <p>(2) 電気通信システムの信頼性向上</p> <p>(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保</p> <p>(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧</p> <p>(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>(新設：KDDI株式会社)</p> <p>(新設：株式会社NTTドコモ)</p> <p>(新設：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>(新設：ソフトバンクテレコム株式会社)</p> <p>(新設：ソフトバンクモバイル株式会社)</p> <p>21 日本銀行仙台支店</p> <p>災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p> <p>22 日本赤十字社宮城県支部</p> <p>(1) 医療救護</p> <p>(2) 救援物資の備蓄及び配分</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給</p> <p>(4) 義援金の受付</p> <p>(5) その他災害救護に必要な業務</p> <p>23 日本放送協会仙台放送局</p> <p>災害情報等の放送</p> <p>24 東日本高速道路株式会社東北支社</p> <p>(1) 高速道路等の維持管理</p> <p>(2) 高速道路等の交通確保</p> <p>(3) 災害時における情報収集及び伝達</p> <p>(4) 災害復旧工事の実施</p> <p>25 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>(1) 鉄道施設の整備保全</p>	<p>(4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援</p> <p>日本銀行仙台支店 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p> <p>日本赤十字社宮城県支部 (1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務</p> <p>日本放送協会仙台放送局 災害情報等の放送</p> <p>東日本高速道路株式会社東北支社 (1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施</p> <p>日本郵便株式会社東北支社 (1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い</p> <p>東北電力株式会社宮城支店 (1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保</p> <p>日本通運株式会社仙台支店 (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策</p> <p>福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全</p>	<p>指定公共機関の追加</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	(2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 26 日本通運株式会社仙台支店 (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策 (新設：福山通運株式会社) (新設：佐川急便株式会社) (新設：ヤマト運輸株式会社) (新設：西濃運輸株式会社) 27 東北電力株式会社宮城支店 (1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保 28 日本郵便株式会社東北支社 (1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い	(10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 日本貨物鉄道株式会社東北支社 (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策 東日本電信電話株式会社宮城事業部 (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携 KDD I 株式会社 (1) 電気通信設備の整備及び災害防止 株式会社NTTドコモ (2) 災害時における通信の確保 モエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (3) 電気通信設備の復旧 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	指定公共機関の追加
16	29 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所 (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援 30 日本貨物鉄道株式会社東北支社 (1) 災害対策に必要な物資の輸送対策 (2) 災害時の応急輸送対策	【指定地方公共機関】 石巻ガス株式会社 (1) ガス供給施設の防災対策 塩釜ガス株式会社 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 古川ガス株式会社 一般社団法人宮城県LPGガス協会 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保 公益社団法人宮城県トラック協会 災害時における緊急物資のトラック輸送確保 公益社団法人宮城県バス協会 (1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達	法人名称変更

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
17	【指定地方公共機関】	阿武隈急行株式会社 仙台空港鉄道株式会社	
	31 東北放送株式会社 災害情報等の放送	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施	指定地方公共機関の追加
	32 株式会社仙台放送 災害情報等の放送	(3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助	
	33 株式会社宮城テレビ放送 災害情報等の放送	(5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保	
	34 株式会社東日本放送 災害情報等の放送	(7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保	
	35 株式会社エフエム仙台 災害情報等の放送	(9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保	
	36 社団法人宮城県医師会 災害時における医療救護活動	(11) 列車運行の広報活動 東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	
	37 社団法人宮城県トラック協会 災害時における緊急物資のトラック輸送確保	災害情報等の放送	
	38 社団法人宮城県エルピーガス協会 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保	公益社団法人宮城県医師会 災害時における医療救護活動	
	39 公益社団法人宮城県バス協会 (1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達	一般社団法人宮城県建設業協会 災害時における公共施設の応急対策への協力	
40 仙台空港鉄道株式会社 (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動	宮城県道路公社 (1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施		
41 阿武隈急行株式会社			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設全般の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 <p>42 石巻ガス株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 <p>43 塩釜ガス株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 <p>44 古川ガス株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 <p>45 宮城県道路公社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施 <p>(新設：一般社団法人宮城県建設業協会)</p>		
18	<p>【宮城県警察本部】</p> <p>46 宮城県警察本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制, 緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 	<p>(前段に移記)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(6) 犯罪の予防, その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動</p> <p>【宮城県教育委員会】</p> <p>47 宮城県教育委員会</p> <p>(1) 公立幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児, 児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設, 社会体育施設の災害対策</p>	<p>(前段に移記)</p>	
22	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に, 国の地震予知連絡会は, 同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し, 本県東部は「宮城県東部_福島県東部」と指定され, (略)</p>	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に, 国の地震予知連絡会は, 同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し, 本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され, (略)</p>	名称修正
25	<p>第4 宮城県の地震被害</p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中) 死亡者10,409、行方不明者1,310、住家全壊85,414 宮城県(平成25年2月12日現在)</p>	<p>第4 宮城県の地震被害</p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震 (表中) 死亡者10,507、行方不明者1,259、住家全壊82,993 宮城県(平成26年10月31日現在)</p>	時点修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
75	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討</p> <p>また、県及び市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討</p> <p>市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。</p>	表現修正
77	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>イ 東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用促進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>イ 東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用促進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	表現修正
79	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>4 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>4 県及び市町村並びに教育委員会は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	表現修正
80	<p>第4 県民の取組</p> <p>3 家族内連絡体制の構築</p> <p>発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル____、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	<p>第4 県民の取組</p> <p>3 家族内連絡体制の構築</p> <p>発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	表現修正
90	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>3 _____</p> <p>警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関するし、助成・支援を行う。</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>3 地域安全活動</p> <p>警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関するし、助成・支援を行う。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
102	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に_____気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に<u>気象特別警報</u>、気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	表現修正
105	<p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>公共情報コモンズ</u>を介し、_____ケーブルテレビ(CATV)、_____コミュニティFM_____等のメディアの活用_____、携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送及びツイッターなどのソーシャルメディア_____等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実に努める。</p>	<p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート</u>_____を介し、<u>NHK</u>、<u>民間放送</u>、ケーブルテレビ(CATV)、<u>ラジオ(コミュニティFMを含む。)</u>等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディア<u>及び各種ボランティアの協力</u>等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用_について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実に努める。</p>	名称変更 表現修正
107	<p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>県が計画する公共情報コモンズ</u>を介し、NHK、<u>民報放送</u>、CATV、_____コミュニティFM_____等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、_____ワンセグ、データ放送等のほか、_____各種ボランティアの協力等_____について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実に努める。</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート</u>_____を介し、NHK、<u>民間放送</u>、CATV、<u>ラジオ(コミュニティFMを含む。)</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、<u>衛星携帯電話</u>、ワンセグ、データ放送、<u>ソーシャルメディア</u>及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実に努める。</p>	名称変更 表現修正
116	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合 図表中</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合 図表中</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p><u>气象台(津波・大雨・地震情報等)</u></p>	<p><u>仙台管区气象台(気象, 地震, 津波情報等)</u></p>	<p>表現修正</p>
<p>121</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的</p> <p>震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・<u>拡充</u>を図る。</p> <p>また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、<u>防災活動拠点</u>と関連づけて整備・<u>拡充</u>を図る。</p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 県は、<u>広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。</u></p> <p><u>また、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で、県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>2 <u>県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</u></p> <p>3 <u>県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化を進める。</u></p> <p>4 <u>市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。</u></p> <p><u>また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・<u>充実</u>にも努める。</u></p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 目的</p> <p>震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・<u>充実</u>を図る。</p> <p>また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、<u>防災__拠点</u>と関連づけて整備・<u>充実</u>を図る。</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1 県は、<u>市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点として、また災害時の活動拠点と後方支援拠点の機能を有する拠点として、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮し、広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p><u>なお、県は、広域防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</u></p> <p>2 <u>県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する。</u></p> <p><u>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、県又は市町村が有する既存の公共施設のうち、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</u></p> <p>3 <u>市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・<u>充実</u>にも努める。</u></p> <p><u>また、市町村は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</u></p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>広域防災拠点の位置づけを明記</p> <p>圏域防災拠点を新たに記載</p> <p>地域防災拠点を明記</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
122	<p>5 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備__充実__に努める。</p> <p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p> <p>3 県、市町村及び防災関係機関は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5 防災用資機材等の整備_____</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実__を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材</p> <p>地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実__を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等</p> <p>災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備__充実__を図る。</p> <p>2 市町村が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材の整備__充実__について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実__を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実__にも</p>	<p>4 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災__拠点の整備__・充実__に努める。</p> <p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中核機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関は、庁舎等が_____被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材について、防災__拠点の整備__と関連づけて整備__・充実__を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材</p> <p>地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__・充実__を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等</p> <p>災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備__・充実__を図る。</p> <p>2 市町村が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材の整備__・充実__について、防災__拠点の整備__と関連づけて整備__・充実__を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__・充実__にも</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
123	<p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材の整備__充実__について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実__を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実__にも</p>	<p>(1) 防災用資機材</p> <p>応急活動用資機材の整備__・充実__について、防災__拠点の整備__と関連づけて整備__・充実__を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__・充実__にも</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な車両等の整備__充実を図る。</p> <p>3 防災関係機関 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備__充実を図る。</p>	<p>努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。</p> <p>3 防災関係機関 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。</p>	表現修正
126	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援 <u>知事は、</u> 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 (協定の主な特徴)</p> <p>(1) 自主的な相互応援 ※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)福島県、(副)山形県</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援 <u>県は、</u> 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。 (協定の主な特徴)</p> <p>(1) 自主的な相互応援 ※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)山形県 (副)福島県</p>	表現修正
127	<p>(2) 実践的相互応援 8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、<u>応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に</u> <u>応援調整道県より連絡調整員を派遣し、</u> <u>応援に係る連絡調整業務を行う。</u></p> <p>※ 宮城県が被災した場合の<u>応援調整道県</u>…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道</p> <p>2 全国知事会における相互応援 <u>知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく</u> 応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」<u>に基づき</u> 応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。 ※ 宮城県が被災した場合の<u>応援調整道県</u> … 北海道</p>	<p>(2) 実践的相互応援 8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、<u>カバー(支援)県を定めるとともに、</u> <u>カバー(支援)県は、必要に応じて被災道県の災害対策本部に</u> <u>連絡調整員を派遣する。また、</u> <u>カバー(支援)県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、</u> <u>国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。</u></p> <p>※ 宮城県が被災した場合の<u>カバー(支援)県</u>…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道</p> <p>2 全国知事会における相互応援 <u>県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく</u> 応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」<u>に基づき</u> 全国知事会又は北海道東北ブロック幹事県に<u>応援を要請する。</u> (削除)</p>	表現修正 表現修正 表現修正
			表現修正 削除

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
128	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成22年8月)</p>	<p>第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成26年4月)</p>	計画の更新
134	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 (災害拠点病院の表中) 公立刈田総合病院*, 仙台オープン病院*, 栗原市立栗原中央病院*, 登米市立登米市民病院*, 気仙沼市立病院* (注)*印は平成25年度中にDMATを整備し, 宮城DMAT指定病院となるものとする。</p>	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 (災害拠点病院の表中) 公立刈田総合病院_, 仙台オープン病院_, 栗原市立栗原中央病院_, 登米市立登米市民病院_, 気仙沼市立病院_ (削除)</p>	時点修正
135	(図表は末尾に記載)	(図表は末尾に記載)	
140	<p>第3 情報連絡体制の整備 宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成24年4月現在) 医療機関 122, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	<p>第3 情報連絡体制の整備 宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成26年3月現在) 医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	時点修正
142	<p>第6 心のケアの専門職からなるチームの整備 県は, _____ _____国と連携し, 災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。</p>	<p>第6 心のケア体制の整備 県は, 災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう, 「災害時こころのケア活動マニュアル」について, 随時点検し見直しを行うとともに, 関係機関と連携し, 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に努める。</p>	表現修正
150	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は, 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため, 関係機関との連携の下, 港湾広域防災協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は, 発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため, 関係機関との連携の下, 仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	名称変更

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
156	<p>第23節 避難対策</p> <p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 引渡しに関するルールの方策</p> <p>県、市町村及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 引渡しに関するルールの方策</p> <p>県及び市町村並びに教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p>	表現修正
160	<p>第24節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>公衆電話の電話回線等のほか</u>、(略)</p>	<p>第24節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか</u>、(略)</p>	表現修正
163	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。</p>	表現修正
164	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p> <p>県内で店舗を営む事業者が加盟する、<u>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め</u>、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。</p>	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p> <p>県内に店舗を有する(一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、<u>帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う</u>____帰宅支援ステーションを確保する。</p>	表現修正
166	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>公衆電話等</u>、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設公衆電話等</u>、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第3章 災害応急対策</p>	
191	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第3 地震・津波情報</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第3 地震・津波情報</p>	
	<p>仙台管区気象台は、地震____情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。</p>	<p>仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これら____の情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。</p>	<p>表現修正</p>
192	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p><u>例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。</u></p>	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p><u>また、地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数)を引き下げて運用する。</u></p>	<p>表現修正</p>
	<p>第4 災害情報収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p>	<p>第4 災害情報収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p>	
194	<p>(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する____。(略)</p> <p>(12) <u>第二管区海上保安本部は、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。</u></p>	<p>(11) 第二管区海上保安本部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。(略)</p> <p><u>なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。</u></p> <p>(12) <u>第二管区海上保安本部は、上記(11)のうち、地震災害等にあつては、特に、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行う。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行う。</u></p>	<p>表現修正</p>
	<p>(新設)</p>	<p><u>イ 海上及び沿岸部における被害状況</u></p> <p><u>① 被災地周辺海域における船舶交通の状況</u></p> <p><u>② 被災地周辺海域における漂流物等の状況</u></p> <p><u>③ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況</u></p> <p><u>④ 石油コンビナートの被害状況</u></p> <p><u>⑤ 流出油等の状況</u></p> <p><u>⑥ 水路、航路標識の異状の有無</u></p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
198	<p>第5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城支店から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、「web171」はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、(略)</p>	<p>⑦ <u>港湾等における避難者の状況</u></p> <p>ロ <u>陸上における被害状況</u></p> <p>第5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、<u>災害用伝言板(web171)</u>はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、(略)</p>	表現修正
216	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1 北海道・東北8道県に対する応援要請</p> <p><u>知事</u>は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>応援要請は、応援の調整を実施する<u>応援調整道県(山形県が第一順位)</u>に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。</p> <hr/> <p>(2) 他道県からの自主的な応援</p> <p>通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被災情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。</p> <p>また、<u>応援調整道県</u>は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1 北海道・東北8道県に対する応援要請</p> <p><u>県</u>は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>応援要請は、応援の調整を実施する<u>カバー(支援)県</u>に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。</p> <p>※ <u>宮城県が被災した場合のカバー(支援)県…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道</u></p> <p>(2) 他道県からの自主的な応援</p> <p>通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被災情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。</p> <p>また、<u>カバー(支援)県</u>は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。</p>	表現修正 表現修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(3) 応援の種類</p> <p>イ 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供</p> <p>ロ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん</p> <p>ハ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん</p> <p>ニ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん</p> <p>ホ 災害応急活動に必要な職員の派遣</p> <p>ヘ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん</p> <p>ト その他、特に要請のあった事項</p>	<p>(3) 応援の内容</p> <p>イ 人的支援及びあつせん</p> <p>(イ) 救助及び応急復旧等に必要な要員</p> <p>(ロ) 避難所の運営支援に必要な要員</p> <p>(ハ) 支援物資の管理等に必要な要員</p> <p>(ニ) 行政機能の補完に必要な要員</p> <p>(ホ) 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん</p> <p>ロ 物的支援及びあつせん</p> <p>(イ) 食料、飲料水及びその他生活必需物資</p> <p>(ロ) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資</p> <p>(ハ) 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等</p> <p>ハ 施設又は業務の提供及びあつせん</p> <p>(イ) ヘリコプターによる情報収集等</p> <p>(ロ) 傷病者の受け入れのための医療機関</p> <p>(ハ) 被災者を一時収容するための施設</p> <p>(ニ) 火葬場、ゴミ・し尿処理業務</p> <p>(ホ) 仮設住宅用地</p> <p>(ヘ) 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援</p> <p>三 その他、特に要請のあった事項</p>	<p>表現修正</p>
220	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続</p> <p>法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。</p> <p>3 救助の種類</p> <p>避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成24年9月14日)</p> <p>第3 救助の実施の委任</p>	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続</p> <p>法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。</p> <p>3 救助の種類</p> <p>避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成26年3月31日)</p> <p>第3 救助の実施の委任</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 災害にかかった者の救出 6 災害にかかった住宅の応急処理 (略) 	<p>知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び応急仮設住宅_____の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急処理 (略) 	<p>表現修正</p>
<p>222</p> <p>224</p> <p>226</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等_____は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は、(略)</p> <p>注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する長官_____が指定する者をいい、(略)</p> <p>3 要請の手続き</p> <p>(2) 要請(連絡)先</p> <p>知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。</p> <p>(要請(連絡)先 一覧表)</p> <p>(3) 要請</p> <p>知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事等_____は、(略)</p> <p>注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する防衛大臣が指定する者をいい、(略)</p> <p>3 要請の手続き</p> <p>(2) 要請(連絡)先</p> <p>知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 要請</p> <p>知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書_____</p>	<p>表現修正</p> <p>要請(連絡)先一覧表を資料編へ移動</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
230	<p>1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。</p> <p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。</p> <p>第7 経費の負担</p> <p>災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話__設置費及び通信料</p>	<p>_____を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。</p> <p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書_____をもって要請_____する。</p> <p>第7 経費の負担</p> <p>災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
233	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p>	<p>省令の修正</p>
250	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 障害物の除去等 <u>県、警察の対応</u> <u>_____</u>緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 <u>また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管にかかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。</u> (新設)</p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 障害物の除去等 <u>(削除)</u> <u>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</u> <u>(2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</u> <u>なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</u> 5 関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
		<p><u>道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</u></p> <p><u>県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</u></p>	
255	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（平成7年10月締結・平成19年11月更新）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成8年7月締結・平成19年7月更新）あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」（平成22年9月締結）等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、（略）</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（平成26年10月_____）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成24年5月_____）あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」（平成22年9月_____）等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、（略）</p>	表現修正
256	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p> <p>1 避難の原則</p> <p><u>「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。</u></p> <p>2 避難勧告等の対象とする避難行動</p> <p><u>避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</u></p> <p>(1) <u>指定避難場所への移動</u></p> <p>(2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u></p> <p>(3) <u>近隣の高い建物等への移動</u></p> <p>(4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p>	追加

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
273	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。__</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。<u>なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行う。</u></p>	新設
288	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	用語の修正
295 296	<p>第22節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内__保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内__保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、<u>校内</u>__保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	<p>第22節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内<u>に</u>保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内<u>に</u>保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、<u>校園内に</u>保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	表現修正 表現修正
	<p>第24節 公共土木施設等の応急復旧</p> <p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本鉄道株式会社仙台支社</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急復旧</p> <p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本鉄道株式会社仙台支社</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
308	<p>(3) 気象異常時の対応</p> <p>イ 施設指令は、<u> </u>气象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。</p>	<p>(3) 気象異常時の対応</p> <p>イ 施設指令は、<u>仙台管区</u>气象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。</p>	表現修正
318	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電力施設</p> <p>1 要員の確保</p> <p>供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、(略)</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電力施設</p> <p>1 要員の確保</p> <p>供給区域内において、震度6弱以上を<u>観測する</u>地震が発生し、(略)</p>	表現修正
322	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(2) <u>重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。</u></p> <p>(3) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを<u>行い</u>、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「<u>非常扱い通話</u>」、「<u>緊急扱い通話</u>」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。</p> <p>(2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」・災害用伝言板「<u>web171</u>」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを<u>行うとともに</u>、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を<u>行い</u>、重要通信を確保する。</p> <p>(2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「<u>171</u>」・災害用伝言板「<u>web171</u>」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
	第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援	
	第4 被災者生活再建支援制度	第4 被災者生活再建支援制度	
347	1 修正の概要 (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。	1 修正の概要 (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害	錯誤
350	第9 税負担等の軽減 1 国民健康保険税(料)の減免 2 国民健康保険税(料)の減免の基準 (1) 災害により障害者となったとき 9/10を減免 (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) 国民健康保険税(料)の減免割合 3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免 4 授業料の減免等	第9 税負担等の軽減 1 国民健康保険税(料)の減免 ※ 国民健康保険税(料)の減免の基準 イ 災害により障害者となったとき 9/10を減免 ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) _____ 2 国民健康保険____の一部負担金の減免 3 授業料の減免等	表現修正

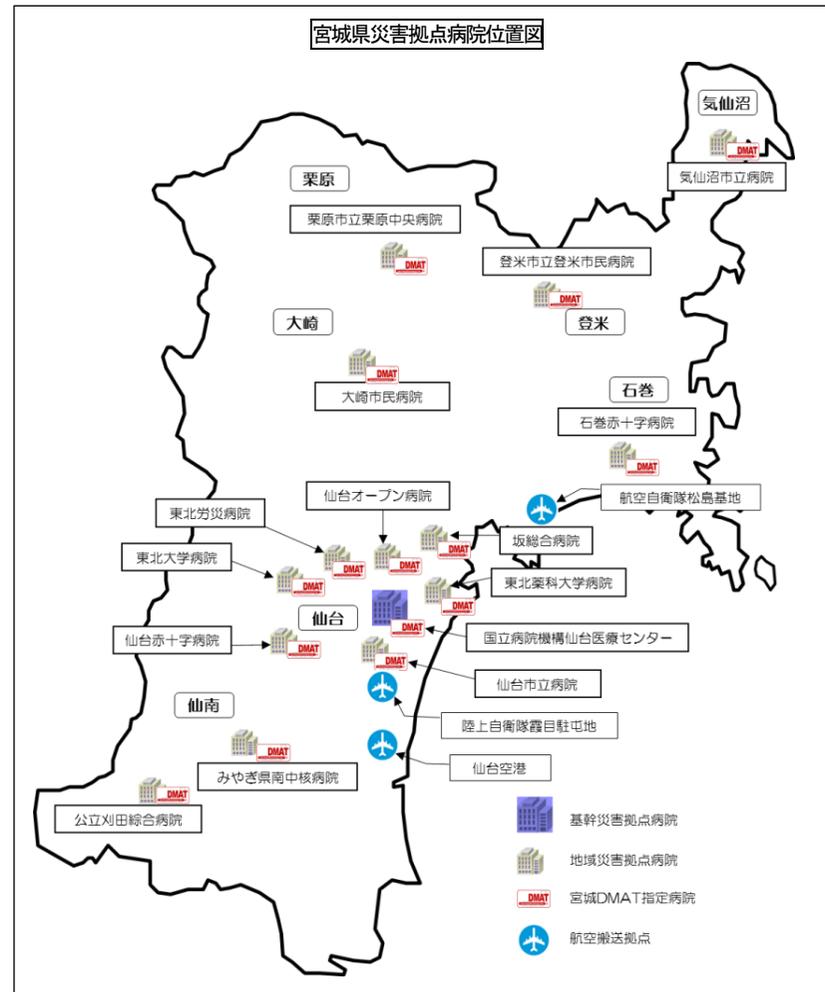
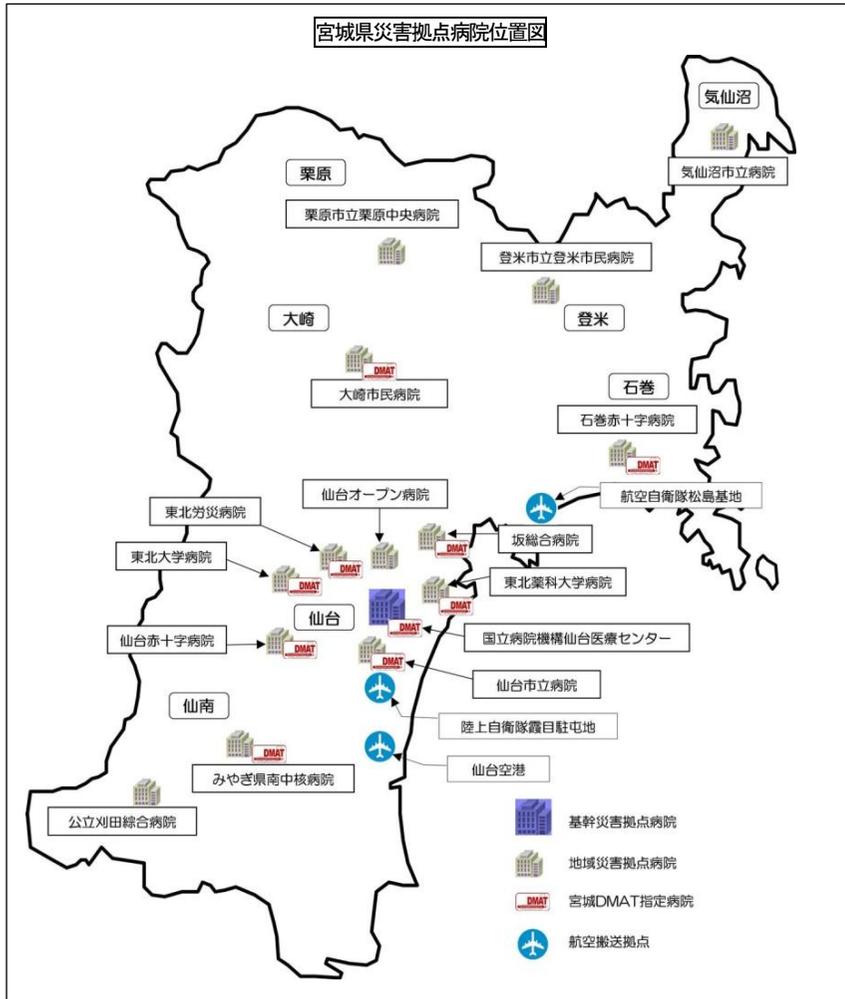
(注)公益法人制度改革等による法人名称の変更については、新旧対照表の第1章第3節以降における記載を省略した。

(現行)	(修正後)	(現行)	(修正後)
社団法人宮城県農業公社	→ 公益社団法人みやぎ農業振興公社	社団法人日本旅行業協会	→ 一般社団法人日本旅行業協会
社団法人宮城県エルピーガス協会	→ 一般社団法人宮城県LPガス協会	社団法人全国旅行業協会	→ 一般社団法人全国旅行業協会
一般社団法人日本ガス協会	→ 一般社団法人日本ガス協会	社団法人隊友会宮城県隊友会	→ 公益社団法人隊友会宮城県隊友会
社団法人宮城県火薬類保安協会	→ 一般社団法人宮城県火薬類保安協会	社団法人プレハブ建築協会	→ 一般社団法人プレハブ建築協会
社団法人日本水道協会	→ 公益社団法人日本水道協会	社団法人宮城県獣医師会	→ 公益社団法人宮城県獣医師会
社団法人宮城県タクシー協会	→ 一般社団法人宮城県タクシー協会	社団法人宮城県宅地建物取引業協会	→ 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
社団法人宮城県薬剤師会	→ 一般社団法人宮城県薬剤師会	社団法人全日本不動産協会宮城県本部	→ 公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部
社団法人日本産業・医療ガス協会	→ 一般社団法人日本産業・医療ガス協会	社団法人全国牛乳協会	→ 一般社団法人日本乳業協会
社団法人宮城県トラック協会	→ 公益社団法人宮城県トラック協会	宮城県エルピーガス保安センター協同組合	→ 宮城県LPガス保安センター協同組合
宮城県国際化協会	→ 公益財団法人宮城県国際化協会	財団法人都道府県会館	→ 公益財団法人都道府県会館

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
---	-------------	-----	----

【図表】

135



宮城DMAT指定病院の表示の追加

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	(全般)ヘッダー部分 (新設) 1-1 総則	(全般)ヘッダー部分 津波災害対策編 1-1 総則	各編の名称を記載
	第1章 総 則	第1章 総 則	
2	第1節 計画の目的と構成 第3 計画の修正 1 修正の概要 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、津波防災対策の確立に万全を期す。 <u>今回の修正においては、東日本大震災の教訓による津波対策を盛り込んだ修正を加えた。</u>	第1節 計画の目的と構成 第3 計画の修正 1 修正の概要 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、津波防災対策の確立に万全を期す。 <u>特に、東日本大震災後の災害対策基本法の改正等を背景とした平成25年2月及び平成26年2月の修正においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、以下の方針に基づいて大規模な見直しを行った。</u>	表現修正
3	2 見直し方針 (4) 津波対策の強化 地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、 <u>特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。</u>	2 見直し方針 (4) 津波対策の強化 地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、 <u>東日本大震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。</u>	表現修正
4	第5 基本方針 2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 大津波警報・津波警報・ <u> </u> 注意報(以下「津波警報等」という。)	第5 基本方針 2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 大津波警報、 <u>津波警報</u> 、津波注意報(以下「津波警報等」という。)	表現修正
5	9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実 災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で <u>大津波警報・津波警報</u> を伝達するなど、(略)	9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実 災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で <u>津波警報等</u> を伝達するなど、(略)	
7	第2節 各機関の役割と業務大綱 第3 各機関の役割 2 沿岸市町	第2節 各機関の役割と業務大綱 第3 各機関の役割 2 沿岸市町	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考						
	<p>沿岸市町は、防災の第一義的責任を有する基礎的の地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震_____災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>沿岸市町は、防災の第一義的責任を有する基礎的の地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>表現修正</p>						
<p>10</p>	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】 1 宮城県 (1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 沿岸市町及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(後段より移記)</p>	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】</p> <table border="1" data-bbox="1070 443 1953 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 443 1261 480">機関名</th> <th data-bbox="1261 443 1953 480">業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 480 1261 1273">宮城県</td> <td data-bbox="1261 480 1953 1273"> (1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 沿岸市町及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1273 1261 1412">宮城県警察本部</td> <td data-bbox="1261 1273 1953 1412"> (1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 沿岸市町及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置	宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査	<p>表形式に整理</p> <p>表現修正</p>
機関名	業務大綱								
宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 沿岸市町及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置								
宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
11	(後段より移記)	<ul style="list-style-type: none"> (5) 交通規制，緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動 	
	2 沿岸市町	宮城県教育委員会	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示，勧告及び避難所の開設 (7) 避難対策，消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水，食料その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃，防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 公立幼稚園，小・中・高等学校の応急教育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 	沿岸市町	
	<p>【指定地方行政機関】</p> <p>3 東北管区警察局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 	<p>【指定地方行政機関】</p> <p>東北管区警察局</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 	

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表

頁	現行 (平成 26 年 2 月)	修正後	備考
12	<p>(5) 津波予報の伝達</p> <p>4 東北財務局</p> <p>(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請</p> <p>(2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資</p> <p>(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等</p> <p>(4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会</p> <p>(5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</p> <p>5 東北厚生局</p> <p>(1) 災害状況の情報収集、通報</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>6 東北農政局</p> <p>(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導</p> <p>(2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</p> <p>(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導</p> <p>(4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p> <p>(5) 土地改良機械の貸付及び指導</p> <p>(6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</p> <p>7 東北森林管理局</p> <p>(1) 山火事防止対策</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(3) 林道の適正な管理</p> <p>8 東北経済産業局</p> <p>(1) 工業用水道の応急・復旧対策</p> <p>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策</p> <p>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>9 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策</p> <p>(2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導</p> <p>10 東北運輸局</p>	<p>(5) 津波予報の伝達</p> <p>東北総合通 信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導</p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備</p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置</p> <p>東北財務局</p> <p>(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請</p> <p>(2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資</p> <p>(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等</p> <p>(4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会</p> <p>(5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</p> <p>東北厚生局</p> <p>(1) 災害状況の情報収集、通報</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>宮城労働局</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導</p> <p>(2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導</p> <p>(3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認</p> <p>(4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い</p> <p>(5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導</p> <p>東北農政局</p> <p>(1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導</p> <p>(2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</p> <p>(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導</p> <p>(4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
11	<p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</p> <p>(2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</p> <p>11 東京航空局仙台空港事務所</p> <p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</p>	<p>(5) 土地改良機械の貸付及び指導</p> <p>(6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</p> <p>東北森林管理局</p> <p>(1) 山火事防止対策</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(3) 林道の適正な管理</p> <p>東北経済産業局</p> <p>(1) 工業用水道の応急・復旧対策</p> <p>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策</p> <p>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</p> <p>関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策</p> <p>(2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導</p> <p>東北地方整備局</p> <p>(1) <u>国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</u></p> <p>(2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</p> <p>(3) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理</p> <p>(4) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関する事</p> <p>(5) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施</p> <p>(6) 一般国道区間の交通確保</p> <p>(7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</p> <p>(8) 港湾施設、空港施設等の整備</p> <p>(9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策</p> <p>(10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立</p> <p>(11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施</p> <p>東北運輸局</p> <p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</p> <p>(2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</p> <p>東京航空局 仙台空港事務所</p> <p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</p> <p>(3) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得など</p>	<p>表現修正</p>
13	<p>12 第二管区海上保安本部</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>イ 防災訓練に関する事項</p> <p>ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項</p> <p>ハ 調査研究に関する事項</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>イ 警報等の伝達に関する事項</p> <p>ロ 情報の収集に関する事項</p> <p>ハ 活動体制の確立に関する事項</p> <p>ニ 海難救助等に関する事項</p> <p>ホ 緊急輸送に関する事項</p> <p>ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項</p> <p>ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項</p> <p>チ 流出油等の防除に関する事項</p> <p>リ 海上交通安全の確保に関する事項</p> <p>ヌ 警戒区域の設定に関する事項</p> <p>ル 治安の維持に関する事項</p> <p>ヲ 危険物の保安措置に関する事項</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策</p> <p>イ <u>海洋環境の汚染防止に関する事項</u></p> <p>ロ <u>海上交通安全の確保に関する事項</u></p> <p>13 仙台管区気象台</p>	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</p> <p>(3) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得など</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
14	<p><u>の周知・広報</u></p> <p>(5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</u></p> <p>(6) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等</u></p> <p>(7) <u>県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u></p>	<p>る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (削除)</p> <p>(4) <u>県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (削除)</p> <p>(5) _____ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 _____</p>	表現修正
	<p>14 東北総合通信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導</p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備</p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置</p>	<p>第二管区海上保安本部</p> <p>(1) 災害予防 イ 防災訓練に関する事項 ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ハ 調査研究に関する事項</p>	
	<p>15 宮城労働局</p> <p>(1) <u>事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導</u></p> <p>(2) <u>労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導</u></p> <p>(3) <u>地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導</u></p> <p>(4) <u>事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認</u></p> <p>(5) <u>被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い</u></p> <p>(6) <u>労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導</u></p>	<p>(2) 災害応急対策 イ 警報等の伝達に関する事項 ロ 情報の収集に関する事項 ハ 活動体制の確立に関する事項 ニ 海難救助等に関する事項 ホ 緊急輸送に関する事項 ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 チ 流出油等の防除に関する事項 リ 海上交通安全の確保に関する事項 ヌ 警戒区域の設定に関する事項 ル 治安の維持に関する事項 ヲ 危険物の保安措置に関する事項</p>	表現修正
	<p>16 東北地方整備局</p> <p>(1) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</p> <p>(2) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理</p> <p>(3) <u>北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関する事</u></p> <p>(4) <u>直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施</u></p> <p>(5) <u>一般国道区間の交通確保</u></p> <p>(6) <u>直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</u></p> <p>(7) <u>港湾施設、空港施設等の整備</u></p> <p>(8) <u>港湾施設、空港施設等の災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</u></p>	<p>東北地方環境事務所</p> <p>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用</p> <p>(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援</p> <p>(3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示</p> <p>(4) <u>災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整</u></p> <p>東北防衛局</p> <p>(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整</p> <p>(2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
15	<p>(9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策</p> <p>(10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立</p> <p>(11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施</p> <p>17 東北防衛局</p> <p>(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整</p> <p>(2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整</p> <p>(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡</p> <p>18 東北地方環境事務所</p> <p>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用</p> <p>(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援</p> <p>(3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示</p> <p>(4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整</p> <p>【自衛隊】</p> <p>19 自衛隊</p> <p>(1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動</p> <p>(3) 災害時における応急医療・救護活動</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>20 東日本電信電話株式会社宮城支店</p> <p>(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</p> <p>(2) 電気通信システムの信頼性向上</p> <p>(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保</p> <p>(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧</p> <p>(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>(新設：KDD I 株式会社)</p> <p>(新設：株式会社NTTドコモ)</p> <p>(新設：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>(新設：ソフトバンクテレコム株式会社)</p> <p>(新設：ソフトバンクモバイル株式会社)</p> <p>21 日本銀行仙台支店</p> <p>災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p> <p>22 日本赤十字社宮城県支部</p>	<p>(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡</p> <p>【自衛隊】</p> <p>自衛隊 (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>独立行政法人国立病院機構__北海道東北グループ (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援</p> <p>日本銀行仙台支店 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p> <p>日本赤十字社宮城県支部 (1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務</p> <p>日本放送協会仙台放送局 災害情報等の放送</p> <p>東日本高速道路株式会社東北支社 (1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施</p> <p>日本郵便株式会社東北支社 (1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い</p> <p>東北電力株式会社宮城支店 (1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保</p> <p>日本通運株式会社仙 (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保</p>	<p>名称変更</p>

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表

頁	現行 (平成 26 年 2 月)	修正後	備考		
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> 台支店 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u> </td> <td style="padding: 2px;">(2) 災害時の応急輸送対策</td> </tr> </table>	台支店 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	(2) 災害時の応急輸送対策	指定公共機関の追加
台支店 <u>福山通運株式会社</u> <u>佐川急便株式会社</u> <u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>西濃運輸株式会社</u>	(2) 災害時の応急輸送対策				
23 日本放送協会仙台放送局 災害情報等の放送 24 東日本高速道路株式会社東北支社 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 </td> <td style="padding: 2px;"> (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動		
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動				
25 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> 日本貨物鉄道株式会社東北支社 </td> <td style="padding: 2px;"> (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> </table>	日本貨物鉄道株式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策	指定公共機関の追加	
日本貨物鉄道株式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策				
26 日本通運株式会社仙台支店 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策 (新設： <u>福山通運株式会社</u>) (新設： <u>佐川急便株式会社</u>) (新設： <u>ヤマト運輸株式会社</u>) (新設： <u>西濃運輸株式会社</u>)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> 東日本電信電話株式会社宮城事業部 </td> <td style="padding: 2px;"> (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和, 及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について, 国, 県, 市町村及び防災関係機関との連携 </td> </tr> </table>	東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和, 及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について, 国, 県, 市町村及び防災関係機関との連携		
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和, 及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について, 国, 県, 市町村及び防災関係機関との連携				
27 東北電力株式会社宮城支店 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の防災対策 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;"> KDD I 株式会社 <u>株式会社NTTドコモ</u> エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u> </td> <td style="padding: 2px;"> (1) <u>電気通信設備の整備及び災害防止</u> (2) <u>災害時における通信の確保</u> (3) <u>電気通信設備の復旧</u> </td> </tr> </table>	KDD I 株式会社 <u>株式会社NTTドコモ</u> エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>	(1) <u>電気通信設備の整備及び災害防止</u> (2) <u>災害時における通信の確保</u> (3) <u>電気通信設備の復旧</u>	指定公共機関の追加	
KDD I 株式会社 <u>株式会社NTTドコモ</u> エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>	(1) <u>電気通信設備の整備及び災害防止</u> (2) <u>災害時における通信の確保</u> (3) <u>電気通信設備の復旧</u>				

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考	
16	(2) 災害時における電力供給の確保	ソフトバンクモバイル株式会社	法人名称変更	
	28 日本郵便株式会社東北支社	【指定地方公共機関】		
	(1) 災害時の業務運営の確保	石巻ガス株式会社		(1) ガス供給施設の防災対策
	(2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い	塩釜ガス株式会社		(2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
	29 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	古川ガス株式会社		
	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援	一般社団法人宮城県L.P.ガス協会		液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
	(2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援	公益社団法人宮城県トラック協会		災害時における緊急物資のトラック輸送確保
	(3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報	公益社団法人宮城県バス協会		(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
	(4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援	阿武隈急行株式会社		(1) 鉄道施設の整備保全
	30 日本貨物鉄道株式会社東北支社	仙台空港鉄道株式会社		(2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動
	(1) 災害対策に必要な物資の輸送対策			
	(2) 災害時の応急輸送対策			
	【指定地方公共機関】			
	31 東北放送株式会社	東北放送株式会社		災害情報等の放送
	災害情報等の放送	株式会社仙台放送		
	32 株式会社仙台放送	株式会社宮城テレビ放送		
災害情報等の放送	株式会社東日本放送			
33 株式会社宮城テレビ放送	株式会社エフエム仙台			
災害情報等の放送				
34 株式会社東日本放送	社団法人宮城県医師会			
災害情報等の放送	災害時における医療救護活動			
35 株式会社エフエム仙台	社団法人宮城県トラック協会			
災害情報等の放送	災害時における緊急物資のトラック輸送確保			
36 社団法人宮城県医師会	公益社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動		
災害時における医療救護活動	一般社団法人宮城県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策への協力		
37 社団法人宮城県トラック協会	宮城県道路公社	(1) 有料道路等の維持管理		
災害時における緊急物資のトラック輸送確保				
38 社団法人宮城県エルピーガス協会				
液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保				
39 公益社団法人宮城県バス協会				
(1) 災害時における緊急避難輸送確保				

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考			
17	(2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達					
	40 仙台空港鉄道株式会社	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1361 209 1960 256">(2) 有料道路等の交通確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 256 1960 288">(3) 災害時における情報収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 288 1960 328">(4) 災害復旧工事の実施</td> </tr> </table>	(2) 有料道路等の交通確保	(3) 災害時における情報収集及び伝達	(4) 災害復旧工事の実施	
	(2) 有料道路等の交通確保					
	(3) 災害時における情報収集及び伝達					
	(4) 災害復旧工事の実施					
	(1) 鉄道施設の整備保全					
	(2) 災害復旧工事の実施					
	(3) 全列車の運転中止手配措置					
	(4) 人命救助					
	(5) 被災箇所の調査, 把握					
(6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保						
(7) 旅客の給食確保						
(8) 通信網の確保						
(9) 鉄道施設の復旧保全						
(10) 救援物資及び輸送の確保						
(11) 列車運行の広報活動						
41 阿武隈急行株式会社						
(1) 鉄道施設の整備保全						
(2) 災害復旧工事の実施						
(3) 全列車の運転中止手配措置						
(4) 人命救助						
(5) 被災箇所の調査, 把握						
(6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保						
(7) 旅客の給食確保						
(8) 通信網の確保						
(9) 鉄道施設の復旧保全						
(10) 救援物資及び輸送の確保						
(11) 列車運行の広報活動						
42 石巻ガス株式会社						
(1) ガス供給施設の防災対策						
(2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供						
43 塩釜ガス株式会社						
(1) ガス供給施設の防災対策						
(2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供						
44 古川ガス株式会社						
(1) ガス供給施設の防災対策						

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
18	<p>(2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供</p> <p>45 宮城県道路公社</p> <p>(1) 有料道路等の維持管理</p> <p>(2) 有料道路等の交通確保</p> <p>(3) 災害時における情報収集及び伝達</p> <p>(4) 災害復旧工事の実施</p> <p>(新設：一般社団法人宮城県建設業協会)</p> <p>【宮城県警察本部】</p> <p>46 宮城県警察本部</p> <p>(1) 災害情報の収集伝達</p> <p>(2) 被災者の救出及び救助</p> <p>(3) 行方不明者の捜索</p> <p>(4) 死者の検視・見分</p> <p>(5) 交通規制，緊急交通路の確保及び交通秩序の維持</p> <p>(6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持</p> <p>(7) 避難誘導及び避難場所の警戒</p> <p>(8) 危険箇所の警戒</p> <p>(9) 災害警備に関する広報活動</p> <p>【宮城県教育委員会】</p> <p>47 宮城県教育委員会</p> <p>(1) 公立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策</p> <p>(2) 公立学校等幼児，児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策</p> <p>(3) 公立学校等教育活動の応急対策</p> <p>(4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策</p>	<p>(前段に移記)</p> <p>(前段に移記)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																										
20	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害</p> <p>宮城県における主な津波災害(明治以降) ※抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称(災害種別)</th> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床下浸水</th> <th>被害総額(千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニチュード</th> <th>最大波高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(地震・津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽微</td> <td>1958年 昭和33年11月7日</td> <td>択捉島沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チリ地震津波(大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td></td> <td>625</td> <td>1206</td> <td>899</td> <td>6,097</td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月24日</td> <td>チリ沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.65</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年 10月13日</td> <td>択捉島沖</td> <td>8.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>__十勝沖地震(地震・津波)</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>1,932,053</td> <td>1968年 昭和43年 5月16日</td> <td>青森県 東方沖</td> <td>7.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>__北海道東方沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55,036</td> <td>1994年 平成6年 10月4～5日</td> <td>北海道 東方沖</td> <td>8.2</td> <td>鮎川 0.43</td> </tr> <tr> <td>__2003年__十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>95,426</td> <td>2003年 平成15年 9月26日</td> <td>釧路沖</td> <td>8.0</td> <td>鮎川 0.3</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,321,139</td> <td>2010年 注2) 平成22年2月28日</td> <td>チリ沖</td> <td>8.8</td> <td>鮎川 0.8</td> </tr> <tr> <td>__東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※</td> <td>10,409</td> <td>1,310</td> <td>504</td> <td>3,611</td> <td>85,414</td> <td>152,527</td> <td>12,894</td> <td>9,189,057,739</td> <td>2011年 平成23年 3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H25.2.12現在</p>	名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)	(地震・津波)								軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島沖	8.1		チリ地震津波(大津波)	41	12		625	1206	899	6,097	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65	(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島沖	8.5		__十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9		__北海道東方沖地震(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43	__2003年__十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	釧路沖	8.0	鮎川 0.3	(津波)								4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	チリ沖	8.8	鮎川 0.8	__東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,409	1,310	504	3,611	85,414	152,527	12,894	9,189,057,739	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第1 地理的特性と過去の津波被害</p> <p>宮城県における主な津波災害(明治以降) ※抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称(災害種別)</th> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床下浸水</th> <th>被害総額(千円)</th> <th>発生日</th> <th>震源</th> <th>マグニチュード</th> <th>最大波高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(地震・津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>軽微</td> <td>1958年 昭和33年11月7日</td> <td>択捉島 南東沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チリ地震津波(大津波)</td> <td>41</td> <td>12</td> <td>625</td> <td>1206</td> <td>899</td> <td>6,097</td> <td></td> <td>11,618,000</td> <td>1960年 注1) 昭和35年5月24日</td> <td>チリ沖</td> <td>9.5</td> <td>牡鹿 5.65</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>89,657</td> <td>1963年 昭和38年 10月13日</td> <td>択捉島 南東沖</td> <td>8.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1968年十勝沖地震</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>1,932,053</td> <td>1968年 昭和43年 5月16日</td> <td>青森県 東方沖</td> <td>7.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6年(1994年)北海道東方沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>55,036</td> <td>1994年 平成6年 10月4～5日</td> <td>北海道 東方沖</td> <td>8.2</td> <td>鮎川 0.43</td> </tr> <tr> <td>平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>95,426</td> <td>2003年 平成15年 9月26日</td> <td>十勝沖</td> <td>8.0</td> <td>鮎川 0.32</td> </tr> <tr> <td>(津波)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,321,139</td> <td>2010年 注2) 平成22年2月28日</td> <td>チリ沖</td> <td>8.8</td> <td>鮎川 0.78</td> </tr> <tr> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※</td> <td>10,507</td> <td>1,259</td> <td>502</td> <td>3,615</td> <td>82,993</td> <td>155,125</td> <td>7,796</td> <td>9,220,722,315</td> <td>2011年 平成23年 3月11日</td> <td>三陸沖</td> <td>9.0</td> <td>鮎川 8.6以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月31日現在 注1) 地震発生日は1960年(昭和35年)5月23日 注2) 地震発生日は2010年(平成22年)2月27日</p>	名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)	(地震・津波)								軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島 南東沖	8.1		チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65	(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.1		1968年十勝沖地震	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9		平成6年(1994年)北海道東方沖地震(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43	平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32	(津波)								4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	チリ沖	8.8	鮎川 0.78	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,259	502	3,615	82,993	155,125	7,796	9,220,722,315	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上	名称等修正
名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)																																																																																																																																																																																																																																	
(地震・津波)								軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島沖	8.1																																																																																																																																																																																																																																		
チリ地震津波(大津波)	41	12		625	1206	899	6,097	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島沖	8.5																																																																																																																																																																																																																																		
__十勝沖地震(地震・津波)	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9																																																																																																																																																																																																																																		
__北海道東方沖地震(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43																																																																																																																																																																																																																																	
__2003年__十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	釧路沖	8.0	鮎川 0.3																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	チリ沖	8.8	鮎川 0.8																																																																																																																																																																																																																																	
__東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,409	1,310	504	3,611	85,414	152,527	12,894	9,189,057,739	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																																																																																																																																																																	
名称(災害種別)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	床下浸水	被害総額(千円)	発生日	震源	マグニチュード	最大波高(m)																																																																																																																																																																																																																																	
(地震・津波)								軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島 南東沖	8.1																																																																																																																																																																																																																																		
チリ地震津波(大津波)	41	12	625	1206	899	6,097		11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.65																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								89,657	1963年 昭和38年 10月13日	択捉島 南東沖	8.1																																																																																																																																																																																																																																		
1968年十勝沖地震	1		1				54	1,932,053	1968年 昭和43年 5月16日	青森県 東方沖	7.9																																																																																																																																																																																																																																		
平成6年(1994年)北海道東方沖地震(津波)								55,036	1994年 平成6年 10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43																																																																																																																																																																																																																																	
平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)							8	95,426	2003年 平成15年 9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32																																																																																																																																																																																																																																	
(津波)								4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	チリ沖	8.8	鮎川 0.78																																																																																																																																																																																																																																	
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波)※	10,507	1,259	502	3,615	82,993	155,125	7,796	9,220,722,315	2011年 平成23年 3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上																																																																																																																																																																																																																																	
20	<p>第2 津波対策の方向性</p> <p>宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報・注意報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。</p>	<p>第2 津波対策の方向性</p> <p>宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報__等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。</p>	表現修正																																																																																																																																																																																																																																										
21	<p>第3 東日本大震災の津波災害の概況</p> <p>1 津波観測状況</p> <p>この津波により__東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。))。</p>	<p>第3 東日本大震災の津波災害の概況</p> <p>1 津波観測状況</p> <p>この津波により,__東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した(気象庁技術報告 第133号 調査報告 気象庁による。))。</p>	出典の更新																																																																																																																																																																																																																																										

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
29	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴</p> <p>さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の____伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴</p> <p>さらに、地震発生後の____津波警報等の発表状況及び伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。</p>	表現修正
34	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域に関する対応</p> <p>イ 地域防災計画での考慮</p> <p>沿岸市町は、市町の地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、____津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、(略)</p> <p>ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化</p> <p>沿岸市町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、____津波に関する情報、予報及び警報伝達方法を定める。</p>	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域に関する対応</p> <p>イ 地域防災計画での考慮</p> <p>沿岸市町は、市町の地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、<u>津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、(略)</u></p> <p>ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化</p> <p>沿岸市町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の____円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、<u>津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。</u></p>	表現修正 表現修正
39	<p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>基本計画堤防高一覧（表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼湾奥部（起点）魚町（終点）大浦（高さ）T.P. 5.0m ・七ヶ浜海岸①（起点）代ヶ崎（終点）花刈崎（高さ）T.P. 5.4m ・七ヶ浜海岸②（起点）花刈崎（終点）蒲生（高さ）T.P. 6.8m 	<p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>基本計画堤防高一覧（表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼湾奥部（起点）魚町（終点）大浦（高さ）T.P. 5.1m ・七ヶ浜海岸①（起点）代ヶ崎（終点）<u>吠崎</u>（高さ）T.P. 5.4m ・七ヶ浜海岸②（起点）<u>吠崎</u>（終点）蒲生（高さ）T.P. 6.8m 	名称等修正
40	<p>第6 農業用施設等における地震・津波対策</p> <p>地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波により海水が浸水することによる土地・作物の塩害等が想定される。(略)また、<u>重度の被害でなければ散水や灌排水による____被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保、排水機能の強</u></p>	<p>第6 農業用施設等における地震・津波対策</p> <p>地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波による海水の浸水、<u>農地への土砂・がれきの堆積が想定される。(略)また、海水による土壌塩害は、____灌排水による除塩で被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保と排水機能の強</u></p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>化を推進する。</p>	<p>化を推進する。</p>	
44	<p>第4節 交通施設の災害対策 第5 空港施設 1 緊急避難体制の構築 (2) 乗客・乗員の安全確保対策 空港管理者は、<u>津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機は、速やかに旅客ターミナルビルに引き返し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</u></p> <p>2 空港機能の早期復旧のための対応 (1) <u>復旧体制の検討</u> 空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、空港管理者は、被災後に<u>どのような空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関する機関の間で情報を共有し、その体制をあらかじめ検討する。</u></p> <p>(2) <u>漂流物及び電源確保対策の検討</u> 空港管理者は、津波被害からの早期復旧を図るために<u>、漂流物対策や仮設電源設備の配備等についてあらかじめ検討を行う。</u></p>	<p>第4節 交通施設の災害対策 第5 空港施設 1 緊急避難体制の構築 (2) 乗客・乗員の安全確保対策 空港管理者は、<u>大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</u></p> <p>2 空港機能の早期復旧対策の構築 (1) <u>津波早期復旧計画の策定</u> 空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、空港管理者は、被災後の<u>空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>漂流物及び電源確保対策等</u> 空港管理者は、津波被害からの早期復旧を図るため<u>津波早期復旧計画に基づき、漂流物対策や仮設電源設備の確保等に努める。</u></p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
64 65	<p>第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (1) 防災関連行事の実施 ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 また、<u>県及び沿岸市町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。</u></p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 ⑤避難行動に関する知識 ・大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること</p>	<p>第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (1) 防災関連行事の実施 ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 <u>沿岸市町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。</u></p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 ⑤避難行動に関する知識 ・大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
66	<p>・標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること</p> <p>・津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない</p> <p>⑦津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>・地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること</p> <p>⑨災害時にとるべき行動</p> <p>・その他津波警報等の発表時や避難指示、避難勧告等の発令時にとるべき行動</p>	<p>(削除)</p> <p>・津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない</p> <p>⑦津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>・地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること</p> <p>⑨災害時にとるべき行動</p> <p>・その他津波警報等の発表時や避難指示____等の発令時にとるべき行動</p>	表現修正
67	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>イ 東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用促進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>イ 東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用促進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	表現修正
69	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>4 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>4 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	表現修正
70	<p>第4 県民の取組</p> <p>3 家族内連絡体制の構築</p> <p>発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル____、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	<p>第4 県民の取組</p> <p>3 家族内連絡体制の構築</p> <p>発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	表現修正
77	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第8 企業の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報____発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。</p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第8 企業の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、____津波警報等の発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。</p>	表現修正
78	<p>第9 訓練及び普及内容</p> <p>1 一般住民に対する内容</p> <p>(3) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報____が発表されたときは、直ちに海岸か</p>	<p>第9 訓練及び普及内容</p> <p>1 一般住民に対する内容</p> <p>(3) 地震を感じなくても、____津波警報等が発表されたときは、各沿岸市町が定めて</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p><u>ら離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。</u></p> <p>(4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p> <p>(5) <u>津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。</u></p>	<p><u>いる避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。</u></p> <p>(4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p> <p>(削除)</p>	
83	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>沿岸市町長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>3 _____</p> <p>警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する、助成・支援を行う。</p>	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>沿岸市町長_____又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</p> <p>3 <u>地域安全活動</u></p> <p>警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する<u>支援</u>を行う。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
94	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2 津波の観測 _____体制の整備</p> <p>仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。</p> <p>(1) 津波警報等の種類</p>	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2 津波の観測・監視体制の整備</p> <p>1 <u>津波観測機器の維持・整備</u></p> <p>仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。</p> <p>(津波警報等の種類については第3章第1節第4を参照)</p>	<p>表現修正</p>
95	<p>第3 津波監視体制の整備</p> <p>1 <u>津波観測機器の維持・整備</u></p> <p>沿岸市町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。</p>	<p>沿岸市町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。</p>	
96	<p>第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2 沿岸市町への対応</p> <p>(1) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し</p>	<p>第3 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>2 沿岸市町への対応</p> <p>(1) 避難指示等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
99	<p>せ、拡声器、たれ幕等により周知する。</p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施 迅速的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、(略)</p> <p>5 東日本電信電話株式会社の対応</p> <p>(1) 津波情報伝達の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から大津波警報、津波警報等の通知を受けたときは、<u>直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に務める。</u></p>	<p>せ、拡声器、たれ幕等により周知する。</p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施 迅速的確な津波警報_____等の情報伝達を図るため、(略)</p> <p>5 東日本電信電話株式会社の対応</p> <p>(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から____津波警報等の通知を受けたときは、_____ _____関係市町村に対し迅速、確実な____伝達に務める。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
101	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に_____気象警報及び震度情報(震度4以上)、津波警報・注意報を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報(震度4以上)、津波警報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p>表現修正</p>
104	<p>11 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>公共情報コモンズ</u>を介し、_____ケーブルテレビ(CATV)、_コミュニティFM_____等のメディアの活用_____, 携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送及びツイッターなどのソーシャルメディア_____等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実_に努める。</p>	<p>11 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート_____を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ(コミュニティFMを含む。)</u>等のメディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む_)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア<u>及び各種ボランティアの協力等</u>を含めたあらゆる情報伝達手段の活用_について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備_充実_に努める。</p>	<p>名称変更</p> <p>表現修正</p>
105	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備</p> <p>2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充</p> <p>防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報・注意報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。</p>	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備</p> <p>2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充</p> <p>防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報_____等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。</p>	<p>表現修正</p>
106	<p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p>	<p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>県が計画する公共情報コモンズ</u>を介し、NHK、民報放送、CATV、<u>_____コミュニティFM</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、<u>_____ワンセグ</u>、データ放送等のほか、<u>_____</u>各種ボランティアの協力等<u>_____</u>について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備<u>_____</u>充実に努める。</p>	<p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>沿岸市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>_____Lアラート_____</u>を介し、NHK、民間放送、CATV、<u>_____ラジオ(コミュニティFM含む。)</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、<u>_____衛星携帯電話</u>、<u>_____ワンセグ</u>、<u>_____データ放送</u>、<u>_____ソーシャルメディア</u>及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備<u>_____</u>充実に努める。</p>	<p>名称変更</p> <p>表現修正</p>
115	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備 (3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合 図表中 <u>_____</u>气象台(津波・大雨・地震情報等)</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備 (3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合 図表中 <u>_____</u>仙台管区气象台(気象、地震、津波情報等)</p>	<p>表現修正</p>
121	<p>第18節 防災拠点等の整備_____</p> <p>第1 目的</p> <p>津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・<u>_____</u>拡充を図る。</p> <p>また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・<u>_____</u>拡充を図る。</p> <p>なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。</p> <p>第2 防災拠点の整備_____</p> <p>1 県は、<u>_____広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を沿岸市町と連携し検討する。</u></p> <p>また、<u>_____</u>交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で、<u>_____</u>県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>2 <u>_____</u>県は、<u>_____</u>防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設として</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 目的</p> <p>津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・<u>_____</u>充実を図る。</p> <p>また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災<u>_____</u>拠点と関連づけて整備・<u>_____</u>充実を図る。</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1 県は、<u>_____沿岸市町の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点として、また災害時の活動拠点と後方支援拠点の機能を有する拠点として、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮し、広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>なお、<u>_____</u>県は、<u>_____</u>広域防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設とし</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>広域防災拠点の位置づけを明記</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
	<p>の利用についても検討する。</p>	<p>ての利用についても検討する。</p>	
	<p>3 県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化を進める。</p>	<p>2 県は、広域防災拠点及び沿岸市町の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の沿岸市町を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する。</p> <p>県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、県又は沿岸市町が有する既存の公共施設のうち、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の沿岸市町等と調整を図る。</p>	<p>圏域防災拠点を新たに記載</p>
	<p>4 沿岸市町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。</p> <p>また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。</p>	<p>3 沿岸市町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。</p> <p>また、沿岸市町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</p>	<p>地域防災拠点を明記</p>
	<p>5 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備・充実に努める。</p>	<p>4 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災____拠点の整備・充実に努める。</p>	
	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p>	<p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p>	
121	<p>2 県、沿岸市町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な</p>	<p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p>調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	
	<p>3 県、沿岸市町及び防災関係機関は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 県、沿岸市町及び防災関係機関は、庁舎等が _____ 被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>表現修正</p>
	<p>第5 防災用資機材等の整備 _____</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震・津波災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備__充実を図る。</p>	<p>第5 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材について、防災__拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震・津波災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備・充実を図る。</p>	<p>表現修正</p>
122	<p>2 沿岸市町が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材の整備__充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実にも努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等</p>	<p>2 沿岸市町が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材の整備・充実について、防災__拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実にも努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
134	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 (災害拠点病院の表中) 公立刈田総合病院*, 仙台オープン病院*, 栗原市立栗原中央病院*, 登米市立登米市民病院*, 気仙沼市立病院*</p> <p>(注) *印は平成25年度中にDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。</p>	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 (災害拠点病院の表中) 公立刈田総合病院, 仙台オープン病院, 栗原市立栗原中央病院, 登米市立登米市民病院, 気仙沼市立病院 (削除)</p>	時点修正
135	(図表は末尾に記載)	(図表は末尾に記載)	
140	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成24年4月現在) 医療機関 122, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> </div>	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成26年3月現在) 医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> </div>	時点修正
142	<p>第6 心のケアの専門職からなるチームの整備 県は、 _____ 国と連携し、<u>災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努める。</u></p>	<p>第6 心のケア体制の整備 県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、随時点検し見直しを行うとともに、関係機関と連携し、<u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に努める。</u></p>	表現修正
150	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>港湾広域防災協議会</u>等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>仙台塩釜港湾機能継続協議会</u>等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	名称変更
159	<p>第23節 避難対策 第10 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルールの方策 県、沿岸市町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p>	<p>第23節 避難対策 第10 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルールの方策 県及び沿岸市町並びに教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
160	<p>第11 津波避難計画の作成</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難勧告・指示</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>住民への周知内容</p> <p>イ 避難対象地域</p> <p>ロ <u>避難の勧告又は指示</u>を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p>	<p>第11 津波避難計画の作成</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難指示等</u>の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>住民への周知内容</p> <p>イ 避難対象地域</p> <p>ロ <u>避難指示等</u>を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p>	<p>表現修正</p>
166	<p>第24節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>公衆電話の電話回線</u>等のほか、(略)</p>	<p>第24節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>沿岸市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置</u>等のほか、(略)</p>	<p>表現修正</p>
169	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び沿岸市町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び沿岸市町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
170	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p> <p>県内で店舗を営業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保する。</p>	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知</p> <p>県内に店舗を有する(一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う _____ 帰宅支援ステーションを確保する。</p>	表現修正
172	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 沿岸市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、____公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 沿岸市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設公衆電話</u>等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	表現修正
186	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約14,000人(平成24年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、_____ 防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約15,000人(平成25年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、<u>外国人旅行者についても念頭に置きながら</u>、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p>	時点修正 表現修正
187	<p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>2 観光施設における防災訓練等の実施</p> <p>3 関係機関との連携及びマニュアル策定</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>2 観光施設における防災訓練等の実施</p> <p>3 関係機関との連携及びマニュアル策定</p> <p>4 外国人旅行者の安全確保</p> <p>外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び沿岸市町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月 国土交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</p>	新設

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>195 第3 大津波警報、津波警報の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>沿岸市町は、<u> </u>気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。</p> <p>第4 地震・津波情報</p> <p>仙台管区気象台は、津波警報等・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。</p> <p>200 3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p><u>例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。</u></p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p> <p>202 (10) 東北地方整備局は、津波予報解除後に津波の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。</p> <p>(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する<u> </u>。(略)</p> <p>(12) <u>第二管区海上保安本部は、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第3 <u> </u>津波警報等の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>沿岸市町は、<u>仙台管区</u>気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。</p> <p>第4 地震・津波情報</p> <p>仙台管区気象台は、<u>地震</u>・津波情報を伝達する。これら<u> </u>の情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知<u>される</u>。</p> <p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p><u>また、地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、大雨警報・注意報の発表基準(土壌雨量指数)を引き下げて運用する。</u></p> <p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p> <p>(10) 東北地方整備局は、津波警報等解除後に津波の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。</p> <p>(11) 第二管区海上保安本部は、<u>被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施に必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。</u>(略)</p> <p><u>なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。</u></p> <p>(12) 第二管区海上保安本部は、<u>上記(11)のうち、地震災害等にあつては、特に、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行う。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において</u></p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
206	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城支店から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、「web171」はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、(略)</p>	<p>行う。</p> <p>イ <u>海上及び沿岸部における被害状況</u></p> <p>① 被災地周辺海域における船舶交通の状況</p> <p>② 被災地周辺海域における漂流物等の状況</p> <p>③ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況</p> <p>④ 石油コンビナートの被害状況</p> <p>⑤ 流出油等の状況</p> <p>⑥ 水路、航路標識の異状の有無</p> <p>⑦ 港湾等における避難者の状況</p> <p>ロ <u>陸上における被害状況</u></p> <p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、<u>災害用伝言板(web171)</u>はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、(略)</p>	<p>表現修正</p>
212	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第4 沿岸市町の広報</p> <p>1 沿岸市町の広報</p> <p>(4) 避難(勧告・場所等)に関する情報</p>	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第4 沿岸市町の広報</p> <p>1 沿岸市町の広報</p> <p>(4) 避難(指示・場所等)に関する情報</p>	<p>表現修正</p>
225	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1 北海道・東北8道県に対する応援要請</p> <p>知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5 他都道府県からの応援活動</p> <p>1 北海道・東北8道県に対する応援要請</p> <p><u>県</u>は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(1) 応援要請 応援要請は、応援の調整を実施する<u>応援調整道県(山形県が第一順位)</u>に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。</p> <hr/> <p>(2) 他道県からの自主的な応援 通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被災情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。 また、<u>応援調整道県</u>は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。</p> <p>(3) 応援の種類 <u>イ 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供</u> <u>ロ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん</u> <u>ハ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん</u> <u>ニ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん</u> <u>ホ 災害応急活動に必要な職員の派遣</u> <u>ヘ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん</u> <u>ト その他、特に要請のあった事項</u></p>	<p>(1) 応援要請 応援要請は、応援の調整を実施する<u>カバー(支援)県</u>に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。 ※ 宮城県が被災した場合の<u>カバー(支援)県…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県(第3順位)北海道</u></p> <p>(2) 他道県からの自主的な応援 通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被災情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。 また、<u>カバー(支援)県</u>は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。</p> <p>(3) 応援の内容 <u>イ 人的支援及びあつせん</u> (イ) <u>救助及び応急復旧等に必要な要員</u> (ロ) <u>避難所の運営支援に必要な要員</u> (ハ) <u>支援物資の管理等に必要な要員</u> (ニ) <u>行政機能の補完に必要な要員</u> (ホ) <u>応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん</u> <u>ロ 物的支援及びあつせん</u> (イ) <u>食料、飲料水及びその他生活必需物資</u> (ロ) <u>救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資</u> (ハ) <u>救援及び救助活動に必要な車両・船艇等</u> <u>ハ 施設又は業務の提供及びあつせん</u> (イ) <u>ヘリコプターによる情報収集等</u> (ロ) <u>傷病者の受け入れのための医療機関</u> (ハ) <u>被災者を一時収容するための施設</u> (ニ) <u>火葬場、ゴミ・し尿処理業務</u> (ホ) <u>仮設住宅用地</u> (ヘ) <u>輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援</u> <u>三 その他、特に要請のあった事項</u></p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
230	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。</p> <p>3 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、<u>被害にかかった者の救出</u>、<u>災害にかかった住宅の応急修理</u>、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成24年9月14日）</p> <p>第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 <u>災害にかかった者の救出</u> 6 <u>災害にかかった住宅の応急処理</u>（略） 	<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。</p> <p>3 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、<u>被災者の救出</u>、<u>被災した住宅の応急修理</u>、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成26年3月31日）</p> <p>第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所及び応急仮設住宅</u>の供与 2 <u>炊き出し</u>その他による食品の給与及び飲料水の供給 3 <u>被服・寝具</u>その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 <u>被災者の救出</u> 6 <u>被災した住宅の応急処理</u>（略） 	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
232	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的 大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等 _____は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要請による派遣 	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的 大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所空港長（以下「知事等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要請による派遣 	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
234	<p>(1) 知事，第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は，(略)</p> <p>注：「自衛隊指定部隊等の長」とは，自衛隊法第83条に規定する長官が指定する者をいい，(略)</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>3 要請の手続き</p> <p>(2) 要請(連絡)先</p> <p>知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は，宮城隊区担当部隊長と調整の上，要請する。ただし，仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合，知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は，速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。 (要請(連絡)先 一覧表)</p>	<p>(1) 知事等 は，(略)</p> <p>注：「自衛隊指定部隊等の長」とは，自衛隊法第83条に規定する防衛大臣が指定する者をいい，(略)</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>3 要請の手続き</p> <p>(2) 要請(連絡)先</p> <p>知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は，宮城隊区担当部隊長と調整の上，要請する。ただし，仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合，知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は，速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。 (削除)</p>	<p>要請(連絡)先一覧表を資料編へ移動</p>
236	<p>(3) 要請</p> <p>知事等が災害派遣を要請する場合は，次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお，緊急の場合は，口頭又は電話若しくは電信により行い，その後速やかに文書を提出しなければならない。</p>	<p>(3) 要請</p> <p>知事等が災害派遣を要請する場合は，次の事項を明らかにした派遣要請書 を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお，緊急の場合は，口頭又は電話若しくは電信により行い，その後速やかに文書を提出しなければならない。</p>	<p>表現修正</p>
240	<p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は，電話等をもって報告した後，速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。</p>	<p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は，電話等をもって報告した後，速やかに文書 をもって要請 する。</p>	<p>表現修正</p>
240	<p>第7 経費の負担</p> <p>災害派遣を要請し，災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等，次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し，細部については，その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料，電話_設置費及び通信料</p>	<p>第7 経費の負担</p> <p>災害派遣を要請し，災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等，次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し，細部については，その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料，電話等設置費及び通信料</p>	<p>表現修正</p>
243	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは，「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは，「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(平成18年国土交通</p>	<p>省令の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
259	<p>第10号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 障害物の除去等 <u>県、警察の対応</u> <u>緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</u> <u>また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管にかかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>省令第4号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</u></p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 障害物の除去等 <u>(削除)</u> <u>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</u> <u>(2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</u> <u>なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</u> 5 関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</u> <u>県は、道路管理者である指定都市以外の沿岸市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</u></p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>
265	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成7年10月締結・平成19年11月更新)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月締結・平成19年7月更新)あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月締結)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、(略)</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月_____)、<u>「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成24年5月_____)</u>あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月_____)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、(略)</p>	<p>表現修正</p>
266	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
267	<p>迅速に実施するとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>第2 津波の警戒</p> <p>1 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を(略)</p> <p>第3 避難の勧告又は指示</p> <p>沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難勧告又は指示</u>を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>1 <u>避難勧告、指示を行う者</u></p> <p><u>避難の勧告又は指示</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。(略)</p>	<p>迅速に実施するとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p> <p>1 <u>避難の原則</u></p> <p>「<u>避難行動</u>」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。</p> <p>2 <u>避難指示等の対象とする避難行動</u></p> <p><u>避難指示又は避難勧告(以下本節において「避難指示等」という。)</u>の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定避難場所への移動</u></p> <p>(2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u></p> <p>(3) <u>近隣の高い建物等への移動</u></p> <p>(4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p> <p>第2 津波の警戒</p> <p>1 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を(略)</p> <p>第3 避難指示等</p> <p>沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難指示等</u>を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</p> <p><u>なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備情報及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。</u></p> <p>1 <u>避難指示等を行う者</u></p> <p><u>避難指示等</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。(略)</p>	<p>追加</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>2 沿岸市町長の役割</p> <p>沿岸市町長が、大規模津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(1) 強い<u>地震</u>(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう<u>勧告又は指示</u>する。</p> <p>(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報<u>が</u>放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう<u>勧告又は指示</u>する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報<u>が</u>伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>3 知事の役割</p> <p>知事は、災害の発生により沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、沿岸市町長に代わって立ち退きの<u>勧告又は指示</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。</p> <p>4 警察の役割</p> <p>警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は沿岸市町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。</p> <p>268 (1) 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難の勧告又は指示</u>について、関係機関と協議し、必要な助言と協力をを行う。</p> <p>(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、<u>避難の勧告、指示</u>がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p>	<p>2 沿岸市町長の役割</p> <p>沿岸市町長が、大規模津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの<u>指示又は勧告</u>(以下本節において「<u>指示等</u>」という。)を行う。</p> <p>(1) 強い<u>揺れ</u>(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう<u>指示等</u>を行う。</p> <p>(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報<u>等</u>が放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう<u>指示等</u>を行う。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報<u>等</u>が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>3 知事の役割</p> <p>知事は、災害の発生により沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、沿岸市町長に代わって立ち退きの<u>指示等</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。</p> <p>4 警察の役割</p> <p>警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は沿岸市町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。</p> <p>(1) 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難指示等</u>について、関係機関と協議し、必要な助言と協力をを行う。</p> <p>(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、<u>避難指示等</u>がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p>	<p>表現修正</p>
268	<p>第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知</p> <p>1 沿岸市町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を沿岸市町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。</p> <p>2 沿岸市町長等が<u>避難の勧告又は指示</u>を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>避難の勧告又は指示</u>の理由</p>	<p>第4 避難指示等の内容及び周知</p> <p>1 沿岸市町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を沿岸市町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。</p> <p>2 沿岸市町長等が<u>避難指示等</u>を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>避難指示等</u>の理由</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考								
269	<p>(5) その他必要な事項</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察の役割</p> <p>イ 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難の勧告又は指示</u>について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。</p> <p>ロ 警察は、<u>避難の勧告又は指示</u>がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p>	<p>(5) その他必要な事項</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>避難指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。</p> <p>なお、<u>避難指示等</u>の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察の役割</p> <p>イ 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難指示等</u>について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。</p> <p>ロ 警察は、<u>避難指示等</u>がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p>	表現修正								
270	<p>情報伝達にあたって留意するポイント(表)</p> <table border="1" data-bbox="190 906 1019 1093"> <tr> <td>何を知らせるか</td> <td>・津波<u>注意報</u>・<u>警報</u>の発表、津波来襲の危険、<u>避難勧告</u>・<u>指示</u>、津波到達予想地域、(略)</td> </tr> <tr> <td>いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td>・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報・<u>注意報</u>の解除、<u>避難勧告</u>・<u>指示</u>の解除等)</td> </tr> </table>	何を知らせるか	・津波 <u>注意報</u> ・ <u>警報</u> の発表、津波来襲の危険、 <u>避難勧告</u> ・ <u>指示</u> 、津波到達予想地域、(略)	いつ、どのタイミングで知らせるか	・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報・ <u>注意報</u> の解除、 <u>避難勧告</u> ・ <u>指示</u> の解除等)	<p>情報伝達にあたって留意するポイント(表)</p> <table border="1" data-bbox="1086 906 1915 1093"> <tr> <td>何を知らせるか</td> <td>・津波<u>警報等</u>の発表、津波来襲の危険、<u>避難指示等</u>、津波到達予想地域、(略)</td> </tr> <tr> <td>いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td>・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、<u>津波予報</u>、<u>避難指示等</u>の解除等)</td> </tr> </table>	何を知らせるか	・津波 <u>警報等</u> の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示等</u> 、津波到達予想地域、(略)	いつ、どのタイミングで知らせるか	・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、 <u>津波予報</u> 、 <u>避難指示等</u> の解除等)	表現修正
何を知らせるか	・津波 <u>注意報</u> ・ <u>警報</u> の発表、津波来襲の危険、 <u>避難勧告</u> ・ <u>指示</u> 、津波到達予想地域、(略)										
いつ、どのタイミングで知らせるか	・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報・ <u>注意報</u> の解除、 <u>避難勧告</u> ・ <u>指示</u> の解除等)										
何を知らせるか	・津波 <u>警報等</u> の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示等</u> 、津波到達予想地域、(略)										
いつ、どのタイミングで知らせるか	・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、 <u>津波予報</u> 、 <u>避難指示等</u> の解除等)										
286	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び沿岸市町は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。</p> <hr/>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び沿岸市町は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。</p> <p>なお、<u>支援活動</u>においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行う。</p>	新設								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
303	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	用語修正
310 311	<p>第22節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内__保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内__保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内__保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	<p>第22節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に__保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に__保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に__保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	表現修正 表現修正
322	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第8 空港施設</p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p>空港管理者及び関係者は、____津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返させ____、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第8 空港施設</p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p>空港管理者及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
323 324 327	<p>第9 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (3) 気象異常時の対応 イ 施設指令は、<u> </u>気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。</p> <p>2 仙台空港鉄道株式会社 (1) 津波注意報が発令されたとき ロ <u> </u>津波警報に切り替わることを想定して、<u> </u>津波警報が<u>発令</u>されたときの(略) (2) <u> </u>津波警報が<u>発令</u>されたとき (3) <u> </u>津波警報が解除されたとき ロ 保守担当所長は、<u> </u>警報解除後に巡回点検を行い、(略) ホ <u> </u>警報解除後の初列車で(略) (4) 津波予報の伝達方<u> </u> 津波予報を受信した、(略)</p> <p>第14 県自らが管理又は運営する施設に関する方針</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (1) 各施設に共通する事項 イ 津波警報等の入場者への伝達 (ロ) (略)なお、施設が海岸近くにある場合には、強い<u>地震</u>を感じたとき、または弱い<u>地震</u>であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、<u> </u>津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</p>	<p>第9 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (3) 気象異常時の対応 イ 施設指令は、<u>仙台管区</u>気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。</p> <p>2 仙台空港鉄道株式会社 (1) 津波注意報が発表されたとき ロ <u>大津波警報・津波警報</u>に切り替わることを想定して、<u>大津波警報・津波警報</u>が<u>発表</u>されたときの(略) (2) <u>大津波警報・津波警報</u>が<u>発表</u>されたとき (3) <u>大津波警報・津波警報</u>が解除されたとき ロ 保守担当所長は、<u>大津波警報・津波警報</u>解除後に巡回点検を行い、(略) ホ <u>大津波警報・津波警報</u>解除後の初列車で(略) (4) 津波警報等の伝達方法 津波警報等を受信した、(略)</p> <p>第14 県自らが管理又は運営する施設に関する方針</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (1) 各施設に共通する事項 イ 津波警報等の入場者への伝達 (ロ) (略)なお、施設が海岸近くにある場合には、強い<u>揺れ</u>を感じたとき、または弱い<u>揺れ</u>であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>大津波警報・津波警報</u>が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
331	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電力施設</p> <p>1 要員の確保 供給区域内において、震度6弱以上の<u>地震</u>が発生し、(略)</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第5 電力施設</p> <p>1 要員の確保 供給区域内において、震度6弱以上を<u>観測する地震</u>が発生し、(略)</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
335	<p>第 7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(2) <u>重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。</u></p> <p>(3) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102 番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。</p> <p>(2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	<p>第 7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。 (削除)</p> <p>(2) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を_____を行い、重要通信を確保する。</p> <p>(2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	表現修正
341	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p>第 2 農業</p> <p>6 応急技術対策 (1) 農作物 ニ 施設園芸</p> <p>海水が流入した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。</p>	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p>第 2 農業</p> <p>6 応急技術対策 (1) 農作物 ニ 施設園芸</p> <p>海水が流入して作物の根域が浸水した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
359	第2節 生活再建支援 第4 被災者生活再建支援制度 1 修正の概要 (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。 <u>。</u>	第2節 生活再建支援 第4 被災者生活再建支援制度 1 修正の概要 (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害	錯誤
362	第9 税負担等の軽減 1 国民健康保険税(料)の減免 2 国民健康保険税(料)の減免の基準 (1) 災害により障害者となったとき 9/10を減免 (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) 国民健康保険税(料)の減免割合 3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免 4 授業料の減免等	第9 税負担等の軽減 1 国民健康保険税(料)の減免 ※ 国民健康保険税(料)の減免の基準 イ 災害により障害者となったとき 9/10を減免 ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) _____ 2 国民健康保険____の一部負担金の減免 3 授業料の減免等	表現修正

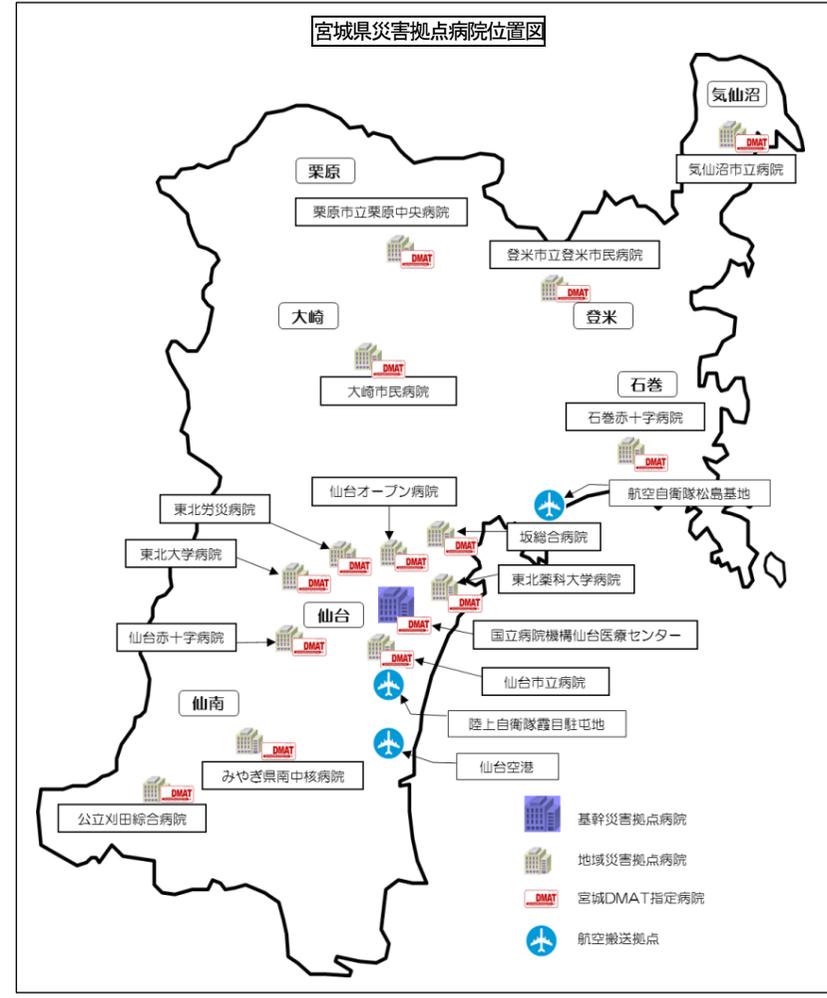
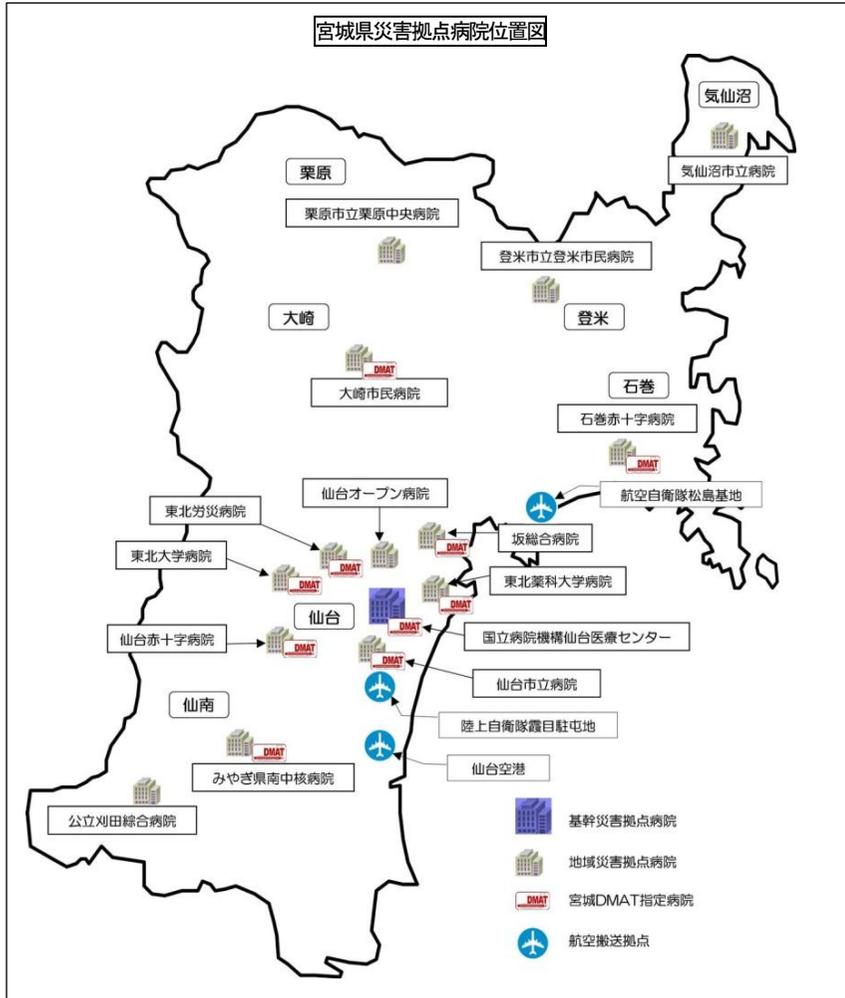
(注) 公益法人制度改革等による法人名称の変更については、新旧対照表の第1章第3節以降における記載を省略した。

(現行)		(修正後)	
社団法人宮城県農業公社	→	公益社団法人みやぎ農業振興公社	
社団法人宮城県エルピーガス協会	→	一般社団法人宮城県LPガス協会	
一般社団法人日本ガス協会	→	一般社団法人日本ガス協会	
社団法人宮城県火薬類保安協会	→	一般社団法人宮城県火薬類保安協会	
社団法人日本水道協会	→	公益社団法人日本水道協会	
社団法人宮城県タクシー協会	→	一般社団法人宮城県タクシー協会	
社団法人宮城県薬剤師会	→	一般社団法人宮城県薬剤師会	
社団法人日本産業・医療ガス協会	→	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	
社団法人宮城県トラック協会	→	公益社団法人宮城県トラック協会	
宮城県国際化協会	→	公益財団法人宮城県国際化協会	
(現行)		(修正後)	
社団法人日本旅行業協会	→	一般社団法人日本旅行業協会	
社団法人全国旅行業協会	→	一般社団法人全国旅行業協会	
社団法人隊友会宮城県隊友会	→	公益社団法人隊友会宮城県隊友会	
社団法人プレハブ建築協会	→	一般社団法人プレハブ建築協会	
社団法人宮城県獣医師会	→	公益社団法人宮城県獣医師会	
社団法人宮城県宅地建物取引業協会	→	公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会	
社団法人全日本不動産協会宮城県本部	→	公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部	
社団法人全国牛乳協会	→	一般社団法人日本乳業協会	
宮城県エルピーガス保安センター協同組合	→	宮城県LPガス保安センター協同組合	
財団法人都道府県会館	→	公益財団法人都道府県会館	

頁	現行 (平成 26 年 2 月)	修正後	備考
---	------------------	-----	----

【図表】

135



宮城DMAT指定病院の表示の追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考				
	(全般)ヘッダー部分 _____(新設) 1-1 総則	(全般)ヘッダー部分 風水害等災害対策編 1-1 総則	各編の名称を記載				
9	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <p>1 宮城県</p> <p>(1) 宮城県防災会議の事務</p> <p>(2) 宮城県災害対策本部の事務</p> <p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4) 通信体制の整備・強化</p> <p>(5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施</p> <p>(6) 情報の収集・伝達及び広報</p> <p>(7) 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>(8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</p> <p>(9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施</p> <p>(10) 交通及び緊急輸送の確保</p> <p>(11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援</p> <p>(12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(13) 保健衛生，文教対策</p> <p>(14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</p> <p>(16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援</p> <p>(17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(後段より移記)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td> (1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生，文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務大綱	宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生，文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置	表形式に整理
機関名	業務大綱						
宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生，文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定，被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考						
10	<p>(後段より移記)</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 市町村防災会議に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導</p> <p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告</p> <p>(6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設</p> <p>(7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施</p> <p>(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助</p> <p>(9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保</p> <p>(10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施</p> <p>(11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>(12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策</p> <p>(13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>3 東北管区警察局</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 213 1258 539">宮城県警察本部</td> <td data-bbox="1258 213 1953 539"> (1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 539 1258 758">宮城県教育委員会</td> <td data-bbox="1258 539 1953 758"> (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 758 1258 1401">市町村</td> <td data-bbox="1258 758 1953 1401"> (1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 </td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】</p>	宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策	市町村	(1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務	<p>表現修正</p>
宮城県警察本部	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・調査 (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動								
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策								
市町村	(1) 市町村防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施 (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保 (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12) 公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策 (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
11	(1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達	東北管区警察局 (1) 災害状況の把握と報告連絡 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 (3) 関係職員の派遣 (4) 関係機関との連絡調整 (5) 津波予報の伝達	表現修正
	4 東北財務局 (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供	東北総合通信局 (1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導 (2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置	
	5 東北厚生局 (1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整	東北財務局 (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供	
	6 東北農政局 (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡	東北厚生局 (1) 災害状況の情報収集、通報 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整	
	7 東北森林管理局 (1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理	宮城労働局 (削除) (1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い (5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導	
	8 東北経済産業局 (1) 工業用水道の応急・復旧対策 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援	東北農政局 (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導	
	9 関東東北産業保安監督部東北支部 (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
12	復旧対策 (2) 鉱山における人に対する危険の防止, 施設の安全, 鉱害の防止, 保安確保の監督指導	(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 (5) 土地改良機械の貸付及び指導 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡	
	10 東北運輸局 (1) 交通施設等の被害, 公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送, 代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援	東北森林管理局 (1) 山火事防止対策 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (3) 林道の適正な管理	
	11 東京航空局仙台空港事務所 (1) 災害時における航空機による輸送に関し, 安全確保のための必要な措置 (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用	東北経済産業局 (1) 工業用水道の応急・復旧対策 (2) 災害時における復旧用資機材, 生活必需品及び燃料等の需給対策 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援	
	12 第二管区海上保安本部 (1) 災害予防 イ 防災訓練に関する事項 ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ハ 調査研究に関する事項 (2) 災害応急対策 イ 警報等の伝達に関する事項 ロ 情報の収集に関する事項 ハ 活動体制の確立に関する事項 ニ 海難救助等に関する事項 ホ 緊急輸送に関する事項 ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項 ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項 チ 流出油等の防除に関する事項 リ 海上交通安全の確保に関する事項 ス 警戒区域の設定に関する事項 ル 治安の維持に関する事項 ヲ 危険物の保安措置に関する事項 (3) 災害復旧・復興対策 イ 海洋環境の汚染防止に関する事項 ロ 海上交通安全の確保に関する事項	関東東北産業保安監督部東北支部 (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 (2) 鉱山における人に対する危険の防止, 施設の安全, 鉱害の防止, 保安確保の監督指導	
		東北地方整備局 (1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 (2) 直轄河川の改修, ダム等の計画, 工事及び維持修繕その他の管理 (3) 一般国道指定区間の維持修繕工事, 除雪等の維持その他の管理 (4) 北上川下流, 鳴瀬川, 阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表, 伝達 (5) 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道指定区間の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設, 空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模災害対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設, 空港施設の災害復旧事業の実施	
	13 仙台管区気象台 (1) 気象, 地象, 水象の観測及びその成果の収集, 発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報, 通信等の施設や設備の整備	東北運輸局 (1) 交通施設等の被害, 公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送, 代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援	
		東京航空局 (1) 災害時における航空機による輸送に関し, 安全確保のための必要な	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等</p> <p>(7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</p> <p>14 東北総合通信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導</p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備</p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置</p> <p>15 宮城労働局</p> <p>(1) 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導</p> <p>(2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導</p> <p>(3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導</p> <p>(4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認</p> <p>(5) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い</p> <p>(6) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導</p> <p>16 東北地方整備局</p> <p>(1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</p> <p>(2) 直轄可川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</p> <p>(3) 一般国道指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理</p>	<p>仙台空港事務所</p> <p>措置</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備(削除)</p> <p>(4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言(削除)</p> <p>(5) _____ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発_____</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>イ 防災訓練に関する事項</p> <p>ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項</p> <p>ハ 調査研究に関する事項</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>イ 警報等の伝達に関する事項</p> <p>ロ 情報の収集に関する事項</p> <p>ハ 活動体制の確立に関する事項</p> <p>ニ 海難救助等に関する事項</p> <p>ホ 緊急輸送に関する事項</p> <p>ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項</p> <p>ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項</p> <p>チ 流出油等の防除に関する事項</p> <p>リ 海上交通安全の確保に関する事項</p> <p>ヌ 警戒区域の設定に関する事項</p> <p>ル 治安の維持に関する事項</p> <p>ヲ 危険物の保安措置に関する事項</p> <p>(3) 災害復旧・復興対策(削除)</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
13	<p>(4) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達</p>	<p>東北地方環境事務所</p> <p>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用</p> <p>(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	(5) 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施 (6) 一般国道指定区間の交通確保 (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 (8) 港湾施設、空港施設等の整備 (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10) 大規模災害対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11) 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施 17 東北防衛局 (1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡 18 東北地方環境事務所 (1) 所管施設等の避難場所等としての利用 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 【自衛隊】 19 自衛隊 (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動 【指定公共機関】 20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携 (新設：KDD I 株式会社) (新設：株式会社NTTドコモ) (新設：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社) (新設：ソフトバンクテレコム株式会社)	(3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 東北防衛局 (1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡 【自衛隊】 自衛隊 (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における応急医療・救護活動 【指定公共機関】 独立行政法人国立病院機構__北海道東北グループ (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援 日本銀行仙台支店 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策 日本赤十字社宮城県支部 (1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務 日本放送協会仙台放送局 災害情報等の放送 東日本高速道路株式会社東北支社 (1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施 日本郵便株式会社東	名称変更

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考	
14	(新設：ソフトバンクモバイル株式会社)	北支社	(2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い	指定公共機関の追加
	21 日本銀行仙台支店 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策	東北電力株式会社宮城支店	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保	
	22 日本赤十字社宮城県支部 (1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付 (5) その他災害救護に必要な業務	日本通運株式会社仙台支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策	
	23 日本放送協会仙台放送局 災害情報等の放送	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動	
	24 東日本高速道路株式会社東北支社 (1) 高速道路等の維持管理 (2) 高速道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施	日本貨物鉄道株式会社東北支社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策	
	25 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動	東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携	
	26 日本通運株式会社仙台支店 (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策	KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止 (2) 災害時における通信の確保 (3) 電気通信設備の復旧	
	(新設：福山通運株式会社)			
	(新設：佐川急便株式会社)			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
15	<p>(新設：ヤマト運輸株式会社) (新設：西濃運輸株式会社)</p> <p>27 東北電力株式会社宮城支店 (1) 電力供給施設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保</p> <p>28 日本郵便株式会社東北支社 (1) 災害時の業務運営の確保 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い</p> <p>29 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所 (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療，災害医療班の編成，連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集，通報 (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，応急対策計画，災害復旧計画等の支援</p> <p>30 日本貨物鉄道株式会社東北支社 (1) 災害対策に必要な物資の輸送対策 (2) 災害時の応急輸送対策</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>31 東北放送株式会社 災害情報等の放送</p> <p>32 株式会社仙台放送 災害情報等の放送</p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 災害情報等の放送</p> <p>34 株式会社東日本放送 災害情報等の放送</p> <p>35 株式会社エフエム仙台 災害情報等の放送</p> <p>36 社団法人宮城県医師会 災害時における医療救護活動</p> <p>37 社団法人宮城県トラック協会 災害時における緊急物資のトラック輸送確保</p>	<p>コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>石巻ガス株式会社 (1) ガス供給施設の防災対策 塩釜ガス株式会社 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 古川ガス株式会社</p> <p>一般社団法人宮城県L.P.ガス協会 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保</p> <p>公益社団法人宮城県トラック協会 災害時における緊急物資のトラック輸送確保</p> <p>公益社団法人宮城県バス協会 (1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達</p> <p>阿武隈急行株式会社 (1) 鉄道施設の整備保全 仙台空港鉄道株式会社 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査，把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動</p> <p>東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台 災害情報等の放送</p>	<p>法人名称変更</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後		備考
16	38 社団法人宮城県エルピーガス協会 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保	公益社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動	指定地方公共機関の追加
	39 公益社団法人宮城県バス協会	一般社団法人宮城県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策への協力	
	(1) 災害時における緊急避難輸送確保 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達	宮城県道路公社	(1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保	
	40 仙台空港鉄道株式会社 (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 41 阿武隈急行株式会社 (1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害復旧工事の実施 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査, 把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動 42 石巻ガス株式会社 (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 43 塩釜ガス株式会社 (1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 44 古川ガス株式会社		(3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
17	<p>(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供 (新設：一般社団法人宮城県建設業協会)</p> <p>45 宮城県道路公社 (1) 有料道路等の維持管理 (2) 有料道路等の交通確保 (3) 災害時における情報収集及び伝達 (4) 災害復旧工事の実施</p> <p>【宮城県警察本部】</p> <p>46 宮城県警察本部 (1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び救助 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制，緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動</p> <p>【宮城県教育委員会】</p> <p>47 宮城県教育委員会 (1) 公立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (2) 公立学校等幼児，児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の安全対策 (3) 公立学校等教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設，社会体育施設の災害対策</p> <p>第3節 県の概況 第2 地 勢</p>	<p>(前段に移記)</p> <p>(前段に移記)</p> <p>第3節 県の概況 第2 地 勢</p>	
20	<p>4 気 象</p> <p>宮城県は，西に奥羽山脈がそびえ，東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し，その間には仙台平野が広がる。また，東に広がる三陸沖では，日本の南の太平洋を北上する暖かい黒潮と千島列島に沿って南下する冷たい親潮が接触する。</p> <p>このため，春は，寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり，桜前線が北上する。梅雨の時期は天気めぐずつき，ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることもあるが，梅</p>	<p>4 気 象</p> <p>宮城県は，西に奥羽山脈がそびえ，東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し，その間には仙台平野が広がる。また，東に広がる三陸沖では，日本の南の太平洋を北上する暖かい黒潮と千島列島に沿って南下する冷たい親潮が接触する。</p> <p>このため，春は，寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり，桜前線が北上する。梅雨の時期は天気めぐずつき，ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となること<u>があり</u>，梅雨</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
21	<p>雨明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋には空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨や台風の襲来により大雨となることもある。</p> <p>このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。冬は山沿いで雪となるが、平野は晴れの日が続く。</p> <p>春(3～5月)は、高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降ることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し林野火災が発生しやすくなる。</p> <p>なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。</p> <p>夏(6～8月)のうち、6月中旬から7月下旬の約1か月半は梅雨期(東北部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃)となる。オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足になり稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。</p> <p>(略)</p> <p>なお、仙台(仙台管区気象台)における年平均気温(平年値:統計期間1981～2010年)は、12.4℃(東京16.3℃)、年降水量(平年値)は1,254.1mm となっている。</p>	<p>明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋は空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨前線や台風の襲来により大雨となることもある。</p> <p>このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。冬は山沿いで雪となるが、平野は晴れの日が続く。</p> <p>春(3～5月)は、高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降ることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況となる。</p> <p>なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。</p> <p>夏(6～8月)のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期(東北部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃)となる。オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く、梅雨前線の影響により大雨となることもある。また、7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足により稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。 (削除)</p> <p>(略)</p> <p>なお、仙台(仙台管区気象台)における年平均気温(平年値:統計期間1981～2010年)は、12.4℃(東京16.3℃)、年降水量(平年値:統計期間1981～2010年)は1,254.1mm(東京1,528.8mm)となっている。</p>	<p>表現修正</p>
22	<p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,361.0km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,178.1km)、一般県道(1,133.7km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,157.7km)で構成されており、総延長は平成23年3月末現在で24,830.5km となっている。</p>	<p>7 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,363.3km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,185.7km)、一般県道(1,125.5km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,286.2km)で構成されており、総延長は平成25年3月末現在で24,960.7km となっている。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
	第 2 章 災害予防対策	第 2 章 災害予防対策	
30	第 1 節 風水害等に強い県土づくり 第 1 水害予防対策 9 浸水想定区域の指定 <u>東北地方整備局、県及び市町村は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。</u>	第 1 節 風水害等に強い県土づくり 第 1 水害予防対策 9 浸水想定区域の指定 <u>県及び市町村は東北地方整備局の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。</u>	表現修正
34	第 3 土砂災害予防対策 3 土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害危険箇所等の調査把握 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため <u>被害の発生するおそれのある地域を把握し</u> _____、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。 県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じる。 (略) (2) 土砂災害防止のための啓発活動 土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、 <u>先ず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。</u> このため、県は、_____	第 3 土砂災害予防対策 3 土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害危険箇所等の調査把握 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、 <u>被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し</u> 、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。 県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じる。 (略) (2) 土砂災害防止のための啓発活動 土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、 <u>まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。</u> このため、県は、 <u>土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。</u> また、調査を終えた土砂災害危険箇所を国・県等の関係機関、市町村及び住民に周知・広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。(略)	追加
35	(3) 市町村の役割 市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。 <u>(新設)</u>	(3) 市町村の役割 市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。 <u>イ 市町村地域防災計画において定める事項</u> <u>(イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u> <u>(ロ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u>	追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>イ 避難勧告等の発令基準_____</p> <p>ロ 土砂災害警戒区域_____及び土砂災害危険箇所</p> <p>ハ 避難勧告等の発令対象区域</p> <p>ニ 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報についての情報の収集及び伝達体制</p> <p>ホ _____土砂災害に対して安全な避難所の<u>一覧</u>、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達_____</p> <p>ヘ _____土砂災害時の要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法</p> <p>ト 土砂災害に係る防災意識の向上方法</p>	<p>(ハ) <u>土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>(ニ) <u>警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></p> <p>(ホ) <u>救助に関する事項</u></p> <p>(ヘ) <u>上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>ロ 避難勧告等の発令基準及び発令対象区域</p> <p>ハ 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害特別警戒区域</u>及び土砂災害危険箇所 (前段に移記)</p> <p>ニ <u>上記イ(ロ)のほか、土砂災害に対して安全な避難所の_____開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法</u></p> <p>ホ <u>上記イ(ニ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法</u></p> <p>ヘ 土砂災害に係る防災意識の向上方法</p>	
40	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点として最も積雪が多いのは栗駒(駒ノ湯)_____であり、その最深積雪の極値は252cm(1996年3月、統計期間1983年10月～1997年4月)を記録している。</p> <p>一方、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、最大風速_____の極値は24.0m/s(1997年3月11日、統計期間1926年10月～2012年4月)、最大瞬間風速_____の極値は41.2m/s(1997年3月11日、統計期間1937年1月～2012年4月)で、年間最多風向の平年値は北北西(_____統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数の平年値は54.2日(_____統計期間1981年～2010年)となっている_____。</p>	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(駒ノ湯)(統計期間1983年10月～1997年4月)であり、その_____値は252cm(1996年3月16日)である(2014年11月現在)。</p> <p>また、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日_____),最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日_____))で、年間最多風向_____は北北西(平年値:統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数_____は54.2日(平年値:統計期間1981年～2010年)となっている(2014年11月現在)。</p>	表現修正
40	<p>3 除雪体制等の整備</p> <p>道路管理者_____は、豪雪害時における道路交通_____の確保を図る</p>	<p>3 除雪体制等の整備</p> <p>道路管理者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図る</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
42	<p>ために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。</p> <p>また、<u> </u>雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。</p> <p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>本県の波浪は、江ノ島の沿岸波浪観測装置(仙台管区气象台)で24年間(1981～2010年)に2mを超える有義波高(1/3最大波の波高)の出現率は、<u> </u>年間13.0%<u> </u>となっている。</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島地域気象観測所(仙台管区气象台)で日最大風速が15m/s以上の日数の<u>平均値</u>は、年間で12.4日<u> </u>となっている。</p>	<p>ために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。</p> <p>また、<u>道路管理者</u>は雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。</p> <p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>本県の波浪について、江ノ島の沿岸波浪観測装置(仙台管区气象台)で<u> </u>2mを超える有義波高(1/3最大波の波高)の出現率は、<u>平均して年間13.0%(統計期間1978年～2012年)</u>となっている。</p> <p>また沿岸の風は、江ノ島地域気象観測所(仙台管区气象台)で日最大風速が15m/s以上の日数<u> </u>は、年間で12.4日(<u>平年値:統計期間1981年～2010年</u>)となっている。</p>	<p>表現修正</p>
45	<p>(二) 水産業対策</p> <p>自然災害に対し、次の事項に重点を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>② 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。</p> <p><u>a 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する。</u></p> <p><u>b 講習会などを開催し、船舶重航技術の向上を図る。</u></p> <p><u>c 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。</u></p> <p><u>d 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。</u></p> <p><u>e 海難漁船の救助活動の強化と遭難遺族の救済のため財団法人宮城県海難救済基金の加入契約を促進する。</u></p> <p><u>f 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。</u></p>	<p>(二) 水産業対策</p> <p>自然災害に対し、次の事項に重点を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>② 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>a 講習会などを開催し、船舶重航技術の向上を図る。</u></p> <p><u>b 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。</u></p> <p><u>c 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>d 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。</u></p>	<p>内容の整理</p>
46	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>(2) 火山の概要</p> <p>火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。</p> <p>イ 栗駒山</p>	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>2 現況</p> <p>(2) 火山の概要</p> <p>火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。</p> <p>イ 栗駒山</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																					
48	<p>(略) なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜)を行っている。</p> <p>ロ 蔵王山</p> <p>(略) なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜、GPS)を行っている。</p> <p>3 防災事業等の推進</p> <p>(1) 防災体制の整備等</p> <p>ハ 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関</p> <p>国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。</p> <p>(ロ) 大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手動や降灰は経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発</p>	<p>(略) なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>ロ 蔵王山</p> <p>(略) なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>3 防災事業等の推進</p> <p>(1) 防災体制の整備等</p> <p>ハ 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関</p> <p>国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。</p> <p>(ロ) 大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発</p>																						
49	<p>(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(イ) 噴火警報</p> <p>仙台管区气象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、<u>警戒が必要な範囲</u>(影響範囲)を付して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」)として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、<u>特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>(ロ) 噴火予報</p> <p>仙台管区气象台火山監視・情報センターが、<u>火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報</td> <td>噴火警報*1 (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合</td> <td>居住地域*2 嚴重警戒</td> </tr> </tbody> </table>		名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等	噴火警報	噴火警報*1 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	居住地域*2 嚴重警戒	<p>(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(イ) 噴火警報</p> <p>仙台管区气象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、<u>警戒が必要な範囲</u>(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」)として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、<u>警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>(ロ) 噴火予報</p> <p>仙台管区气象台火山監視・情報センターが、<u>噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏(平常)な状態が続く場合に発表する。(削除)</u></p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報- (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域_____及びそれより火口側</td> <td>居住地域_____に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合</td> <td>居住地域- 嚴重警戒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	噴火警報- (居住地域) 又は噴火警報	居住地域_____及びそれより火口側	居住地域_____に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	居住地域- 嚴重警戒		表現修正	表現修正
	名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等																				
噴火警報	噴火警報*1 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	居住地域*2 嚴重警戒																				
	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等																				
噴火警報- (居住地域) 又は噴火警報	居住地域_____及びそれより火口側	居住地域_____に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	居住地域- 嚴重警戒																					

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																																																																										
50	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>平常</td> </tr> </table> <p>* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。 * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、運用や改善を行う。平成26年1月現在、宮城県内の活火山については導入されていない。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> <td>レベル5 (避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>レベル4 (避難準備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>レベル1 (平常)</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険	噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常		名称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)	噴火警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1 (平常)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>平常</td> </tr> </table> <p>(削除) (削除)</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。なお、噴火警戒レベルは、県や市町村の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。平成26年11月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(削除)</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> <td>レベル5 (避難)</td> </tr> <tr> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>レベル4 (避難準備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(削除)</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合</td> <td>レベル1 (平常)</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険	噴火予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常		名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)	(削除)	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)	(削除)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	(削除)	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)	表現修正
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報		火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険																																																																								
火口から少し離れた所までの火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険																																																																										
噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常																																																																									
	名称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																																																									
噴火警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)																																																																									
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)																																																																									
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)																																																																									
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)																																																																								
噴火予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1 (平常)																																																																									
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険																																																																										
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険																																																																										
噴火予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	平常																																																																									
	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																																																									
(削除)	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)																																																																									
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)																																																																									
(削除)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)																																																																									
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)																																																																								
(削除)	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)																																																																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
51	<p>(二) 降灰予報 噴煙の_____高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>(ホ) 火山現象に関する情報等 噴火予報・警報等および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて_____発表する。</p> <p>② 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況等や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて_____発表する。</p>	<p>(二) 降灰予報 噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>(ホ) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区气象台が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況__や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて<u>臨時</u>に発表する。</p> <p>② 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況__や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて<u>臨時</u>に発表する。</p>	表現修正
65	<p>第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 (5) 災害時の連絡方法の普及 イ 東日本電信電話株式会社宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用促進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	<p>第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 (5) 災害時の連絡方法の普及 イ 東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用促進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	表現修正
67	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 4 県及び市町村並びに教育委員会は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。</p>	表現修正
68	<p>第4 県民の取組 3 家族内連絡体制の構築 発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル_____, SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	<p>第4 県民の取組 3 家族内連絡体制の構築 発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171), SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
78	<p>第7節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 3 _____ 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防災組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する、助成・支援を行う。</p>	<p>第7節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 3 <u>地域安全活動</u> 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防災組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する<u>支援</u>を行う。</p>	表現修正
89	<p>第10節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 4 総合防災情報システムの機能拡充 (2) 防災担当者が所持する携帯電話に_____気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	<p>第10節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 4 総合防災情報システムの機能拡充 (2) 防災担当者が所持する携帯電話に<u>気象特別警報</u>、気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。</p>	表現修正
91	<p>10 地域住民等に対する通信手段の整備 (2) 情報伝達手段の確保 県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>公共情報コモンズ</u>を介し、_____ケーブルテレビ(CATV)、<u>コミュニティFM</u>等のメディアの活用_____, <u>各種ボランティアの協力</u>、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送及び<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディア_____等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備__<u>充実に努める</u>。</p>	<p>10 地域住民等に対する通信手段の整備 (2) 情報伝達手段の確保 県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート</u> _____を介し、<u>NHK, 民間放送</u>、ケーブルテレビ(CATV)、<u>ラジオ(コミュニティFMを含む。)</u>等のメディアの活用を図るほか、_____携帯電話(緊急速報メール機能を含む。), 衛星携帯電話、<u>ワンセグ</u>、データ放送、<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディア<u>及び各種ボランティアの協力</u>等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用__<u>について検討</u>し、災害時における多様な通信連絡手段の整備__<u>充実に努める</u>。</p>	名称変更 表現修正
93	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 4 地域住民等に対する通信手段の整備 (2) 情報伝達手段の確保 市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>県が計画する公共情報コモンズ</u>を介し、NHK、民報放送、CATV、<u>コミュニティFM</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。), _____ワンセグ、データ放送_____等のほか、<u>各種ボランティアの協力</u>等_____について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備__<u>充実に努める</u>。</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 4 地域住民等に対する通信手段の整備 (2) 情報伝達手段の確保 市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、<u>Lアラート</u> _____を介し、NHK、民間放送、CATV、<u>ラジオ(コミュニティFM含む。)</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。), <u>衛星携帯電話</u>、<u>ワンセグ</u>、データ放送、<u>ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力</u>等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用__<u>について検討</u>し、災害時における多様な通信連絡手段の整備__<u>充実に努める</u>。</p>	名称変更 表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
100	<p>第11節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合（図表中） 気象台(津波・大雨・地震情報等)</p>	<p>第11節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合（図表中） 仙台管区気象台(気象, 地震, 津波情報等)</p>	表現修正
105	<p>第12節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的</p> <p>災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、早急に整備・拡充を図るとともに、<u>防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。</u></p> <p>また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、<u>防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。</u></p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 <u>県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。</u></p> <p>2 <u>県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。</u></p> <p><u>また、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で、県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>3 <u>県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</u></p>	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 目的</p> <p>災害時における防災対策を推進する上で重要となる _____ 防災拠点等 _____ について、 _____ 早急に整備・充実を図る _____。</p> <p>また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、<u>防災 _____ 拠点と関連づけて整備・充実を図る。</u></p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1 (削除)</p> <p>県は、市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点として、また災害時の活動拠点と後方支援拠点の機能を有する拠点として、<u>交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮し、広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p><u>なお、県は、広域防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</u></p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>広域防災拠点の位置づけを明記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
	<p>4 県は、<u>地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築を進める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 市町村は、<u>庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。</u> <u>また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備__充実にも努める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>6 防災関係機関は、<u>_____</u>迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災活動拠点の整備__充実_{に努める。}</p> <p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p>	<p>2 県は、<u>広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じて他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保する。</u></p> <p>県は、<u>各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、県又は市町村が有する既存の公共施設のうち、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。</u></p> <p>3 市町村は、<u>庁舎の耐震化及び大規模災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備__充実にも努める。</u></p> <p>また、<u>市町村は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</u></p> <p>4 防災関係機関は、<u>災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災__拠点の整備__充実_{に努める。}</u></p> <p>第3 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>また、<u>物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</u></p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関は、<u>庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</u></p>	<p>圏域防災拠点を新たに記載</p> <p>地域防災拠点を明記</p>
106	<p>2 県、市町村及び防災関係機関は、<u>防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</u></p> <p>3 県、市町村及び防災関係機関は、<u>庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</u></p>	<p>また、<u>物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</u></p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
107	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第5 防災用資機材等の整備</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備__充実を図る。</p> <p>2 市町村が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材の整備__充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備__充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実にも努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な車両等の整備__充実を図る。</p> <p>3 防災関係機関 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備__充実を図る。</p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第5 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>1 県が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材について、防災__拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備__充実を図る。</p> <p>2 市町村が整備する資機材</p> <p>(1) 防災用資機材 応急活動用資機材の整備__充実について、防災__拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備__充実にも努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備__充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な車両等の整備__充実を図る。</p> <p>3 防災関係機関 迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備__充実を図る。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
109	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第3 市町村間の応援協定</p> <p>3 遠方の市町村間の相互応援協定 市町村は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との<u>間</u>の協定締結も考慮する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p>第3 市町村間の応援協定</p> <p>3 遠方の市町村間の相互応援協定 市町村は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との__協定締結も考慮する。</p> <p><u>4 雪害に備えた市町村間の相互応援協定</u> 雪害が少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たり、雪害対応に係る経験が豊富な</p>	<p>追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
110	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援</p> <p>知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。</p> <p>（協定の主な特徴）</p> <p>(1) 自主的な相互応援</p> <p>※ 宮城県が被災した場合のへりによる緊急被災情報収集体制…(正)福島県、(副)山形県</p> <p>111 (2) 実践的相互応援</p> <p>8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、<u>応援調整道県</u>を定めるとともに、<u>被災道県の災害対策本部に<u>応援調整道県</u>より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。</u></p> <p>※ 宮城県が被災した場合の<u>応援調整道県</u>…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道</p> <p>2 全国知事会における相互応援</p> <p>知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく<u>応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。</u></p> <p>※ <u>宮城県が被災した場合の<u>応援調整道県</u> … 北海道</u></p>	<p><u>市町村との協定締結も考慮する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援</p> <p><u>県</u>は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。</p> <p>（協定の主な特徴）</p> <p>(1) 自主的な相互応援</p> <p>※ 宮城県が被災した場合のへりによる緊急被災情報収集体制…(正)<u>山形県</u> (副)<u>福島県</u></p> <p>111 (2) 実践的相互応援</p> <p>8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、<u>カバー(支援)県</u>を定めるとともに、<u>カバー(支援)県は、必要に応じて被災道県の災害対策本部に</u><u>連絡調整員を派遣する。また、カバー(支援)県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。</u></p> <p>※ 宮城県が被災した場合の<u>カバー(支援)県</u>…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道</p> <p>2 全国知事会における相互応援</p> <p><u>県</u>は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき<u>全国知事会又は北海道東北ブロック幹事県に<u>応援を要請する。</u></u></p> <p>(削除)</p>	<p></p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正 削除</p> <p>計画の更新</p>
118	<p>第14節 医療救護体制の整備</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>(災害拠点病院の表中)</p>	<p>第14節 医療救護体制の整備</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>(災害拠点病院の表中)</p>	<p></p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
119	<p>公立刈田総合病院[*]、仙台オープン病院[*]、栗原市立栗原中央病院[*]、登米市立登米市民病院[*]、気仙沼市立病院[*] (注) *印は平成25年度中にDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。</p> <p>(図表は末尾に掲載)</p>	<p>公立刈田総合病院、仙台オープン病院、栗原市立栗原中央病院、登米市立登米市民病院、気仙沼市立病院 (削除)</p> <p>(図表は末尾に掲載)</p>	時点修正
124	<p>第3 情報連絡体制の整備 (2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成24年4月現在) 医療機関 122, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	<p>第3 情報連絡体制の整備 (2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>宮城県救急医療情報システム ◎システム参加機関(平成26年3月現在) 医療機関 135, 消防本部 12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所), 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	時点修正
126	<p>第6 心のケアの専門職からなるチームの整備 県は、 _____ 国と連携し、<u>災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備</u>に努める。</p>	<p>第6 心のケア体制の整備 県は、<u>災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「災害時こころのケア活動マニュアル」</u>について、随時点検し見直しを行うとともに、<u>関係機関と連携し、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備</u>に努める。</p>	表現修正
130	<p>第15節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>港湾広域防災協議会</u>等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>仙台塩釜港湾機能継続協議会</u>等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	名称変更
136	<p>第16節 避難対策 第8 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルール^{の策定} 県、市町村及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p> <p>第9 避難計画の作成</p>	<p>第16節 避難対策 第8 教育機関における対応 1 児童生徒等の安全対策 (1) 引渡しに関するルール^{の策定} 県及び市町村並びに教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p> <p>第9 避難計画の作成</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
136	<p>1 市町村の対応</p> <p>市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(2) 避難路及び避難経路、誘導方法</p> <p>(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員</p> <p>(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 市町村の対応</p> <p>市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(2) 避難路及び避難経路、誘導方法</p> <p>(3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員</p> <p>(4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員</p> <p><u>なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成26年9月)を参考とする。</u></p>	追加
139	<p>第17節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>公衆電話の電話回線等のほか</u>、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。</p>	<p>第17節 避難収容対策</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、<u>電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか</u>、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。</p>	表現修正
142	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>2 安否確認方法の周知</p> <p>県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
143	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知 <u>県内で店舗を経営する事業者が加盟する、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、徒歩帰宅者</u>に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う<u>災害時帰宅支援ステーション</u>を確保する。</p> <p>第8 孤立集落対策</p> <p>145 1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>公衆電話</u>等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	<p>7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知 <u>県内に店舗を有する(一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、帰宅困難者</u>に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う<u>帰宅支援ステーション</u>を確保する。</p> <p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設公衆電話</u>等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>
159	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>14,000人</u>(平成24年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、<u>防災意識の啓発や災害予防対策</u>を行う。</p> <p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1 情報連絡体制の整備 2 観光施設における防災訓練等の実施 3 関係機関との連携及びマニュアル策定</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>15,000人</u>(平成25年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、<u>外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策</u>を行う。</p> <p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>1 情報連絡体制の整備 2 観光施設における防災訓練等の実施 3 関係機関との連携及びマニュアル策定 4 <u>外国人旅行者の安全確保</u> <u>外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月 国土交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</u></p>	<p>時点修正</p> <p>表現修正</p> <p>新設</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
176	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>第4 海上災害予防対策</p> <p>2 船舶の安全な運航等の確保</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>イ 海図、水路図誌等水路図書の整備</p> <p>ロ 港内_____における航行管制，海上交通情報提供等の実施</p>	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p> <p>第4 海上災害予防対策</p> <p>2 船舶の安全な運航等の確保</p> <p>(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>イ 海図、水路図誌等水路図書の整備</p> <p>ロ 港内、<u>狭水道等船舶のふくそうする海域</u>における航行管制，海上交通情報提供等の実施</p>	表現修正
181	<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>5 仙台市地下鉄南北線</p> <p>(2) 災害の予防</p> <p>イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発</p> <p>鉄道施設内に風速計を設置しているほか、<u>各種の気象情報(注意報・警報)</u>については、<u>仙台管区気象台</u>からファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。</p> <p>また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を管理している。</p>	<p>第6 鉄道災害予防対策</p> <p>5 仙台市地下鉄南北線</p> <p>(2) 災害の予防</p> <p>イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発</p> <p>鉄道施設内に風速計を設置しているほか、<u>警報，注意報等</u>については、<u>(一財)気象業務支援センター</u>からファクシミリで指令センターに送信されることとなっている。</p> <p>また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を管理している。</p>	表現修正

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																								
185	<p align="center">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>_____仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報(緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。)及び気象情報(以下これらを防災気象情報という。)を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市町村に通知しなければならず、市町村は直ちに公衆_____に周知させる措置をとらなければならない。</p>	<p align="center">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達</p> <p>第2 防災気象情報</p> <p>_____気象庁及び仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報_____及び気象情報(以下これらを防災気象情報という。)を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市町村に通知しなければならず、市町村は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。</p>	表現修正																								
202	<p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	<p>2 東北地方整備局河川(国道)事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したときに発表される。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に達したときに発表される。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 (削除)	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 (削除)	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)	洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)	表現修正
種類	標題	概要																									
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																									
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。																									
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。																									
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。																										
種類	標題	概要																									
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 (削除)																									
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 (削除)																									
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)																									
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 (削除)																										
203	<p>(2) 洪水予報を行う河川名とその区間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番地の1地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>竹林川</td> <td>黒川郡富谷町三の関太子堂中63番地の1地先新田橋から吉田川への合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	鳴瀬川	左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番地の1地先から海まで	竹林川	黒川郡富谷町三の関太子堂中63番地の1地先新田橋から吉田川への合流点まで	<p>(2) 洪水予報を行う河川名とその区間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番_の1地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>竹林川</td> <td>黒川郡富谷町三の関太子堂中63番_の1地先新田橋から吉田川への合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	鳴瀬川	左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番_の1地先から海まで	竹林川	黒川郡富谷町三の関太子堂中63番_の1地先新田橋から吉田川への合流点まで	表現修正																
鳴瀬川	左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番地の1地先から海まで																										
竹林川	黒川郡富谷町三の関太子堂中63番地の1地先新田橋から吉田川への合流点まで																										
鳴瀬川	左岸大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸大崎市三本木齊田字桜箱1番_の1地先から海まで																										
竹林川	黒川郡富谷町三の関太子堂中63番_の1地先新田橋から吉田川への合流点まで																										
206	<p>3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報</p>	<p>3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報</p>	表現修正																								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考																
207	<p>火災気象通報</p> <p>気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準番号</th> <th>通報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>実行湿度65%以下、最小湿度45%以下で、平均風速7m/s以上が予想された場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実効湿度60%以下、最小湿度35%以下が予想された場合。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準番号	通報内容	1	実行湿度65%以下、最小湿度45%以下で、平均風速7m/s以上が予想された場合。	2	実効湿度60%以下、最小湿度35%以下が予想された場合。	3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)	<p>火災気象通報</p> <p>気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準番号</th> <th>通報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>実効湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準番号	通報内容	1	実効湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。	2	実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。	3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)	
通報基準番号	通報内容																		
1	実行湿度65%以下、最小湿度45%以下で、平均風速7m/s以上が予想された場合。																		
2	実効湿度60%以下、最小湿度35%以下が予想された場合。																		
3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)																		
通報基準番号	通報内容																		
1	実効湿度65%以下で最小湿度45%以下かつ平均風速7m/s以上が予想された場合。																		
2	実効湿度60%以下で最小湿度35%以下が予想された場合。																		
3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上が予想された場合。(ただし、降雨時又は降雪時は通報しないこともある。)																		
209	<p>4 警報・注意報の細分区域</p> <p>(新設)</p>	<p>4 予報・警報等の細分区域</p> <p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p>県は、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。</p> <p>県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。</p>	<p>表現修正</p> <p>追加</p>																
209	<p>第4 気象警報等の伝達</p> <p>仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達責任機関</th> <th>気象警報等種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>大津波警報、津波警報、津波注意報</td> </tr> <tr> <td>消防庁</td> <td>大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、高潮特別警報</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部</td> <td>暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高潮警報、海上警報、大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、その他特に必要と認められる注意報、警報、情報</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高</td> </tr> </tbody> </table>	伝達責任機関	気象警報等種類	宮城県	大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)	宮城県警察本部	大津波警報、津波警報、津波注意報	消防庁	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、高潮特別警報	第二管区海上保安本部	暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高潮警報、海上警報、大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、その他特に必要と認められる注意報、警報、情報	東日本電信電話株式会社	暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高	<p>第5 気象警報等の伝達</p> <p>気象庁及び仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。</p> <p>(表削除)</p>	<p>表現修正</p>				
伝達責任機関	気象警報等種類																		
宮城県	大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)																		
宮城県警察本部	大津波警報、津波警報、津波注意報																		
消防庁	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、高潮特別警報																		
第二管区海上保安本部	暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高潮警報、海上警報、大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、その他特に必要と認められる注意報、警報、情報																		
東日本電信電話株式会社	暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雨特別警報、大雨警報、大雪特別警報、大雪警報、波浪特別警報、波浪警報、高潮特別警報、高																		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 209 394 245"></td> <td data-bbox="394 209 1064 245">潮警報、大津波警報、津波警報、火山現象警報、洪水警報、指定河川洪水警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 245 394 368">市町村</td> <td data-bbox="394 245 1064 368">大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 368 394 405">日本放送協会仙台放送局</td> <td data-bbox="394 368 1064 405">すべての特別警報、注意報、警報、情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 405 394 442">東北放送株式会社</td> <td data-bbox="394 405 1064 442">//</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 442 394 478">株式会社仙台放送</td> <td data-bbox="394 442 1064 478">//</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 478 394 515">株式会社宮城テレビ放送</td> <td data-bbox="394 478 1064 515">//</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 515 394 552">株式会社東日本放送</td> <td data-bbox="394 515 1064 552">//</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 552 394 579">株式会社エフエム仙台</td> <td data-bbox="394 552 1064 579">//</td> </tr> </table>		潮警報、大津波警報、津波警報、火山現象警報、洪水警報、指定河川洪水警報	市町村	大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)	日本放送協会仙台放送局	すべての特別警報、注意報、警報、情報	東北放送株式会社	//	株式会社仙台放送	//	株式会社宮城テレビ放送	//	株式会社東日本放送	//	株式会社エフエム仙台	//		
	潮警報、大津波警報、津波警報、火山現象警報、洪水警報、指定河川洪水警報																		
市町村	大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)																		
日本放送協会仙台放送局	すべての特別警報、注意報、警報、情報																		
東北放送株式会社	//																		
株式会社仙台放送	//																		
株式会社宮城テレビ放送	//																		
株式会社東日本放送	//																		
株式会社エフエム仙台	//																		
214	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 情報収集・伝達</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>(3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して、首相官邸及び非常(緊急)災害対策本部に伝達する。</p> <p>さらに、<u>地域衛星通信ネットワークの活用も図る。</u></p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 情報収集・伝達</p> <p>3 情報の伝達</p> <p>(3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して、首相官邸及び非常(緊急)災害対策本部に伝達する。</p> <p><u>併せて、地域衛星通信ネットワークも活用する。</u></p>	表現修正																
219 220	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>へ 衛星携帯電話・衛星を利用して通信するため_____災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話・東日本電信電話(株)宮城支店から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、「web171」はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>へ 衛星携帯電話・衛星を利用して通信するため<u>通信可能地域が広く</u>、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。</p> <p>ト 孤立防止用衛星電話・東日本電信電話(株)宮城<u>事業部</u>から市町村役場等に配備されている衛星電話。</p> <p>レ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、<u>災害用伝言板(web171)</u>はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p>																	
	第6節 警戒活動	第6節 警戒活動																	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>ト その他、特に要請のあった事項</p>	<p>(ロ) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 (ハ) 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等 △ 施設又は業務の提供及びあつせん (イ) ヘリコプターによる情報収集等 (ロ) 傷病者の受け入れのための医療機関 (ハ) 被災者を一時収容するための施設 (ニ) 火葬場、ゴミ・し尿処理業務 (ホ) 仮設住宅用地 (ヘ) 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援 三 その他、特に要請のあった事項</p>	
<p>244</p> <p>245</p>	<p>第8節 災害救助法の適用 第2 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用手続 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、<u>法第23条</u>に規定する救助を実施するときに開始される。 3 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、<u>被害にかかった者</u>の救出、<u>災害にかかった住宅</u>の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 最終改正 平成24年9月14日) 第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 <u>災害にかかった者</u>の救出 6 <u>災害にかかった住宅</u>の応急処理 (略)</p>	<p>第8節 災害救助法の適用 第2 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用手続 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、<u>法第4条</u>に規定する救助を実施するときに開始される。 3 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、<u>被災者の救出</u>、<u>被災した住宅</u>の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 最終改正 平成26年3月31日) 第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。 1 <u>避難所及び応急仮設住宅</u>の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 <u>被災者</u>の救出 6 <u>被災した住宅</u>の応急処理 (略)</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
246	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、<u>知事等</u>は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣 (1) <u>知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長</u>(以下「知事等」という。)は、(略) 注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する<u>長官</u>が指定する者をいい、(略)</p>	<p>第9節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 目的 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、<u>知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長</u>(以下「知事等」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣 (1) <u>知事等</u>は、(略) 注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する<u>防衛大臣</u>が指定する者をいい、(略)</p>	<p>表現修正</p>
248	<p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>3 要請の手続き (2) 要請(連絡)先 知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。 <u>(要請(連絡)先 一覧表)</u></p>	<p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>3 要請の手続き (2) 要請(連絡)先 知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。 <u>(削除)</u></p>	<p>要請(連絡)先一覧表を資料編へ移動</p>
250	<p>(3) 要請 知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。</p> <p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。</p>	<p>(3) 要請 知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書_____を指定部隊等の長に提出しなければならない。なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。</p> <p>第6 派遣部隊の撤収</p> <p>2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書_____をもって要請_____する。</p>	<p>表現修正</p>
253	<p>第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を</p>	<p>第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話__設置費及び通信料</p>	<p>原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。</p> <p>1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話<u>等</u>設置費及び通信料</p>	表現修正
256	<p>第10節 救急・救助活動 第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(<u>昭和30年運輸省令第10号</u>)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p>	<p>第10節 救急・救助活動 第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(<u>平成18年国土交通省令第4号</u>)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p>	省令の修正
273	<p>第12節 交通・輸送活動 第5 陸上交通の確保</p> <p>5 障害物の除去等 <u>県及び警察の対応</u> 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管にかかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12節 交通・輸送活動 第5 陸上交通の確保</p> <p>5 障害物の除去等 <u>(削除)</u> (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管にかかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に__努める。 なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</p> <p>6 <u>関係機関、道路管理者間の連携・調整</u> 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。</p>	防災基本計画の修正の反映
275	<p>第13節 ヘリコプターの活動 第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成7年10月締結・平成19年11月更新)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7</p>	<p>第13節 ヘリコプターの活動 第6 応援ヘリコプター</p> <p>1 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月_____)、<u>「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成24年5</u></p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>月締結・平成19年7月更新)あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月締結)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、(略)</p>	<p>月_____)あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」(平成22年9月_____)等により、他県及び関係機関(国土交通省)からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、(略)</p>	
276	<p>第14節 避難活動 第1 目的 大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。 <u>(新設)</u></p> <p>第2 避難の勧告又は指示 2 市町村長、知事の役割 市町村長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行う。また、避難の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>(新設)</u></p>	<p>第14節 避難活動 第1 目的 大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。</p> <p>1 避難の原則 <u>「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。</u></p> <p>2 避難勧告等の対象とする避難行動 <u>避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</u></p> <p>(1) <u>指定避難場所への移動</u> (2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u> (3) <u>近隣の高い建物等への移動</u> (4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p> <p>第2 避難の勧告又は指示 2 市町村長、知事の役割 市町村長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行う。また、避難の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 <u>なお、市町村長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難勧告等を発令する。</u></p>	追加
	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p>	追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
294	<p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。__</p>	<p>第3 外国人への支援活動</p> <p>県及び市町村は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。<u>なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行う。</u></p>	新設
309	<p>第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	<p>第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第2 遺体等の捜索</p> <p>2 警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。</p> <p>4 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。</p>	用語の修正
316	<p>第24節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内__保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に__保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内__保護を行い、安全が確実なもの判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	<p>第24節 教育活動</p> <p>第2 避難措置</p> <p>3 保護者への引渡し</p> <p>(1) 校園内の児童生徒等への対応</p> <p>警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に<u>校園内に</u>保護する。</p> <p>(2) 帰宅路の安全確認</p> <p>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、<u>校園内に</u>保護を行い、安全が確実なもの判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</p>	表現修正 表現修正
343	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>2 応急措置</p> <p>(3) 回線の応急復旧</p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第7 電信・電話施設</p> <p>2 応急措置</p> <p>(3) 回線の応急復旧</p>	表現修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	<p>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>イ 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。</p> <p>ロ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	<p>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</p> <p>イ 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を_____を行い、重要通信を確保する。</p> <p>ロ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</p>	
370	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>6 放射性物質使用・貯蔵施設等_____</p> <p>放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は_____次の応急的保安措置を実施する。</p> <p>(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて次の措置をとる。</p> <p>イ _____事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報する。</p> <p>ロ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。</p> <p>(2) 核燃料等輸送車両の事故に係る措置</p> <p>核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づいて次の措置をとる。</p> <p>イ _____事業者は、_____原子力規制委員会、_____県、_____市町村、警察、消防機関、_____海上保安庁等に法令に基づき通報等を行う。</p> <p>ロ _____事業者_____は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。</p> <p>(3) 市町村の措置</p> <p>イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>6 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置</p> <p>放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて次の応急的保安措置を実施する。</p> <p>(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置</p> <p>(前段に移記)</p> <p>放射性物質貯蔵施設管理者は事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報するとともに、_____放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。</p> <p>(後段に移記)</p> <p>(2) 市町村の措置</p> <p>放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた市町村は、県へ事故</p>	<p>表現修正</p> <p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
	<p>発生について、直ちに通報する。</p> <p>ロ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。</p> <p>ハ 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。</p> <p>(4) 警察の措置</p> <p>イ 事故等の発生を通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。</p> <p>ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。</p> <p>ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。</p> <p>(前段より移記)</p> <p>(5) 県の措置</p> <p>イ 市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国(総務省消防庁)へ通報する。</p> <p>ロ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。</p> <p>(新設)</p> <p>(前段より移記)</p> <p>(前段より移記)</p> <p>(新設)</p>	<p>等の発生について、直ちに通報するとともに、放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。</p> <p>(後段に移記)</p> <p>(3) 警察の措置</p> <p>事故等の発生を通報を受けた最寄りの警察署は、市町村に速やかに通報するとともに、死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。</p> <p>また、発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。</p> <p>(4) 消防の措置</p> <p>事故等の発生を通報を受けた最寄りの消防署は、放射性物質に係る消防活動及び救急救助について、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。</p> <p>(5) 県の措置</p> <p>市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報を受けた県は、直ちに国(総務省消防庁)へ通報するとともに、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。</p> <p>7 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置</p> <p>核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づいて次の措置をとる。</p> <p>(1) 原子力事業者の措置</p> <p>原子力事業者は、内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、県、事故発生場所を所管する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部等に法令に基づき通報等を行う。</p> <p>(2) 運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の措置</p> <p>運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生を防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。</p> <p>(3) 消防の措置</p> <p>事故の通報を受けた最寄りの消防署は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部に</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
371	<p>(6) 事故等の発生時の伝達系統図（略）</p> <p>(7) 放射線障害に対する医療体制（略）</p> <p>7 環境モニタリング（略）</p> <p>8 情報連絡通信及び広報</p>	<p>報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 警察の措置</p> <p>事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 宮城海上保安部の措置</p> <p>事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 県及び市町村の措置</p> <p>県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>8 事故等の発生時の伝達系統図（略）</p> <p>9 放射線障害に対する医療体制（略）</p> <p>10 環境モニタリング（略）</p> <p>11 情報連絡通信及び広報</p>	
372	<p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、<u>流出油等の拡散防止及び防除等の</u>応急対策を実施する。</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(6) 関係団体の措置</p> <p>イ 宮城県沿岸流出油災害対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。</p> <p>宮城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統図</p>	<p>第4 海上災害応急対策</p> <p>1 目的</p> <p>海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、<u>排出油等の</u>拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。</p> <p>2 事故発生時における応急対策</p> <p>(6) 関係団体の措置</p> <p>イ 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。</p> <p>(削除)</p>	<p>用語修正</p> <p>名称変更</p> <p>資料編へ移設</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考
	第4章災害復旧・復興対策	第4章災害復旧・復興対策	
	第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援	
398	第4 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費)を支給することにより、(略)	第4 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金_____を支給することにより、(略)	表現修正
399	(6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)。	(6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害	錯誤
	第8 税負担等の軽減	第8 税負担等の軽減	
402	1 国民健康保険税(料)の減免 2 国民健康保険税(料)の減免の基準 (1) 災害により障害者となったとき9/10を減免 (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) 国民健康保険税(料)の減免割合 3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免 4 授業料の減免等	1 国民健康保険税(料)の減免 ※ 国民健康保険税(料)の減免の基準 イ 災害により障害者となったとき9/10を減免 ロ 住宅又は家財が損害を被ったとき (図表) _____ 2 国民健康保険_____の一部負担金の減免 3 授業料の減免等	表現修正

(注)公益法人制度改革等による法人名称の変更については、新旧対照表の第1章第3節以降における記載を省略した。

(現行)		(修正後)	
社団法人宮城県農業公社	→	公益社団法人みやぎ農業振興公社	
社団法人宮城県エルピーガス協会	→	一般社団法人宮城県LPガス協会	
一般社団法人日本ガス協会	→	一般社団法人日本ガス協会	
社団法人宮城県火薬類保安協会	→	一般社団法人宮城県火薬類保安協会	
社団法人日本水道協会	→	公益社団法人日本水道協会	
社団法人宮城県タクシー協会	→	一般社団法人宮城県タクシー協会	
社団法人宮城県薬剤師会	→	一般社団法人宮城県薬剤師会	
社団法人日本産業・医療ガス協会	→	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	
社団法人宮城県トラック協会	→	公益社団法人宮城県トラック協会	
宮城県国際化協会	→	公益財団法人宮城県国際化協会	
		(現行)	(修正後)
		社団法人日本旅行業協会	→ 一般社団法人日本旅行業協会
		社団法人全国旅行業協会	→ 一般社団法人全国旅行業協会
		社団法人隊友会宮城県隊友会	→ 公益社団法人隊友会宮城県隊友会
		社団法人プレハブ建築協会	→ 一般社団法人プレハブ建築協会
		社団法人宮城県獣医師会	→ 公益社団法人宮城県獣医師会
		社団法人宮城県宅地建物取引業協会	→ 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
		社団法人全日本不動産協会宮城県本部	→ 公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部
		社団法人全国牛乳協会	→ 一般社団法人日本乳業協会
		宮城県エルピーガス保安センター協同組合	→ 宮城県LPガス保安センター協同組合
		財団法人都道府県会館	→ 公益財団法人都道府県会館

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考
119	<p style="text-align: center;">宮城県災害拠点病院位置図</p>	<p style="text-align: center;">宮城県災害拠点病院位置図</p>	<p>宮城DMAT指定病院の表示の追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成 26 年 2 月）	修正後	備考																																																																																																														
186	1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報		表現修正																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別 警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">注意 報</td> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>風雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意 報</td> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類		概要	特別 警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。	警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	風雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意 報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別 警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が生ずるおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">注意 報</td> <td>波浪警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪(氷)注意報</td> <td>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が生ずるおそれが著しく大きいときに発表される。	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	注意 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	種類	概要																																																																																																															
	特別 警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																															
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																															
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																															
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																															
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																															
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																															
	警報	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		暴風雪警報		雪を伴う暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		大雨警報		大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																													
	警報	洪水警報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																																																																													
		大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
	注意 報	強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		風雪注意報		風雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		波浪注意報		高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		高潮注意報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		大雨注意報		大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
	注意 報	雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																																																													
		乾燥注意報		空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																																																													
		濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																													
		霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあると発表される。																																																																																																													
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																
種類	概要																																																																																																																
特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																																
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																																
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																																
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																																
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																																																
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が生ずるおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																																
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																															
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																																																																															
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																															
注意 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																															
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																																																																
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																																																																
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																																
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																																																																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 213 224 288">低温注意報</td> <td data-bbox="224 213 1059 288">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 288 224 341">着雪(氷)注意報</td> <td data-bbox="224 288 1059 341">著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 341 224 416">融雪注意報</td> <td data-bbox="224 341 1059 416">融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、<u>洪水</u>、<u>浸水</u>、<u>土砂災害</u>などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 416 224 639">気象情報</td> <td data-bbox="224 416 1059 639">台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 639 224 715">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="224 639 1059 715">県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 715 224 790">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="224 715 1059 790">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 790 224 885">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="224 790 1059 885">県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</td> </tr> </table>	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、 <u>洪水</u> 、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 213 1122 266">融雪注意報</td> <td data-bbox="1122 213 1957 266">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>浸水</u>、<u>土砂災害</u>などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 266 1122 319">霜注意報</td> <td data-bbox="1122 266 1957 319">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>早霜</u>や<u>晩霜</u>により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 319 1122 394">低温注意報</td> <td data-bbox="1122 319 1957 394">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 394 1122 633">気象情報</td> <td data-bbox="1122 394 1957 633">台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 633 1122 729">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="1122 633 1957 729">県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 729 1122 825">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="1122 729 1957 825">積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位(竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 825 1122 920">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="1122 825 1957 920">県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</td> </tr> </table>	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜</u> や <u>晩霜</u> により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位(竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。	<p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は下記一覧表別表1～7のとおり。</p> <p>(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(注3) <u>特別警報・警報・注意報</u>は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるむ、火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準(暫定基準)で運用することがある。</p> <p>(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。</p> <p>(追加)</p> <p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～7のとおり。</p> <p>(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(注3) <u>地面現象特別警報・警報・注意報</u>は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。 <u>浸水警報及び注意報</u>は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</p> <p>(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 <u>(水防活動用)警報・注意報の一覧は別表8のとおり。</u></p>
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。																														
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、 <u>洪水</u> 、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合																														
土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。																														
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。																														
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。																														
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>浸水</u> 、 <u>土砂災害</u> などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>早霜</u> や <u>晩霜</u> により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																														
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。																														
気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ①特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合																														
土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町)は東西に分割した地域ごとに発表される。																														
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位(竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。																														
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。																														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）			修正後			備考			
190	(別表1)特別警報発表基準一覧表 (追加)			(別表1)特別警報発表基準 (平成25年8月30日現在)						
	現象の種類	基準		概要			現象の種類	基準	過去の対象事例	
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)			大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)		
	暴風 高潮 波浪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)			暴風 高潮 波浪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		-			暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 -		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)			大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	現行（平成26年2月）	修正後	備考																																																					
192	(別表3)大雨警報__基準 (平成22年5月27日現在)	(別表3)大雨警報発表基準 (平成22年5月27日現在)	表現修正																																																					
193	(別表4)洪水警報__基準 (平成22年5月27日現在)	(別表4)洪水警報発表基準 (平成22年5月27日現在)																																																						
196	(別表5)大雨注意報__基準 (平成22年5月27日現在)	(別表5)大雨注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)																																																						
197	(別表6)洪水注意報__基準 (平成22年5月27日現在)	(別表6)洪水注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)																																																						
200	(別表7)高潮警報・注意報__基準 (平成22年5月27日現在)	(別表7)高潮警報・注意報発表基準 (平成22年5月27日現在)																																																						
201	(別表8)水防活動用警報・注意報一覽	(別表8)水防活動用警報・注意報__	表現修正																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報(大津波警報)</td> <td>津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報)	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき	水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)</td> <td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報又は高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき	水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																																						
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき																																																						
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報)	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき																																																						
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき																																																						
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																																						
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき																																																						
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報(大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき																																																						
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき																																																						
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき																																																						
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																																																						
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき																																																						
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき																																																						
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき																																																						

頁	現行 (平成 26 年 2 月)	修正後	備考
204	<p>指定河川洪水予報伝達系統図(大臣・気象庁長官共同発表)</p> <p>仙台管区気象台 気象台からの通知 →:法律による通知 →:周知協力 →:その他</p> <p>共同発表</p> <p>仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所 七ヶ宿ダム管理所 各出張所 宮城県土木部河川課 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所 鳴子ダム管理所 各出張所 東日本電信電話㈱ ※1 (法律による通知は警察のみ) 消防庁 日本放送協会仙台放送局 東北放送㈱ 仙台放送 仙台テレビ放送 宮城県警本部 エフエム仙台台 東日本放送 東北管区警察局 東北運輸局 陸上自衛隊東北方面総監部 東日本旅客鉄道㈱仙台支社 東北電力㈱</p> <p>関係機関 地下空間管理部 ※2 各出張所 各地方ダム総合事務所 各土木事務所 保健福祉総務課 防災砂防課 危機対策課 関係市町村 関係警察署 交番・駐在所 住民</p> <p>伝達すべき市町村 (阿武隈川)丸森町, 角田市, 柴田町, 岩沼市, 亶理町, 名取市, 山元町 (白石川)柴田町 (名取川)仙台市, 名取市, 岩沼市 (広瀬川)仙台市 (鳴瀬川)大崎市, 美里町, 松島町, 東松島市, 石巻市, 大衡村, 加美町, 涌谷町 (多田川)大崎市 (殿坪川)東松島市 (吉田川)大和町, 富谷町, 大郷町, 大崎市, 松島町, 東松島市, 大衡村 (竹林川)大和町, 富谷町 (北上川)登米市, 石巻市 (江合川)大崎市, 美里町, 涌谷町, 石巻市, 東松島市 (旧北上川)涌谷町, 登米市, 石巻市</p> <p>※1 東日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項, 同施行令第7条第4号)。 ※2 地下空間管理部への通知は、名取川及び広瀬川のみである。</p>	<p>指定河川洪水予報伝達系統図(大臣・気象庁長官共同発表)</p> <p>仙台管区気象台 気象台からの通知 →:法律による通知 →:周知協力 →:その他</p> <p>共同発表</p> <p>仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所 七ヶ宿ダム管理所 各出張所 宮城県土木部河川課 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所 鳴子ダム管理所 各出張所 東日本電信電話㈱ ※1 (法律による通知は警察のみ) 消防庁 日本放送協会仙台放送局 東北放送㈱ 仙台放送 仙台テレビ放送 宮城県警本部 エフエム仙台台 東日本放送 東北管区警察局 東北運輸局 陸上自衛隊東北方面総監部 東日本旅客鉄道㈱仙台支社 東北電力㈱</p> <p>関係機関 地下空間管理部 ※2 各出張所 各地方ダム総合事務所 各土木事務所 保健福祉総務課 防災砂防課 危機対策課 関係市町村 関係警察署 交番・駐在所 住民</p> <p>伝達すべき市町村 (阿武隈川)丸森町, 角田市, 柴田町, 岩沼市, 亶理町, 名取市, 山元町 (白石川)柴田町 (名取川)仙台市, 名取市, 岩沼市 (広瀬川)仙台市 (鳴瀬川)大崎市, 美里町, 松島町, 東松島市, 石巻市, 大衡村, 加美町, 涌谷町 (多田川)大崎市 (殿坪川)東松島市 (吉田川)大和町, 富谷町, 大郷町, 大崎市, 松島町, 東松島市, 大衡村 (竹林川)大和町, 富谷町 (北上川)登米市, 石巻市 (江合川)大崎市, 美里町, 涌谷町, 石巻市, 東松島市 (旧北上川)涌谷町, 登米市, 石巻市</p> <p>※1 東日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項, 同施行令第8条第4号)。 ※2 地下空間管理部への通知は、名取川及び広瀬川のみである。</p>	<p>表現修正</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行 (平成 26 年 2 月)	修正後	備考
205	<p>指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)</p> <p>指定河川洪水予報を伝達すべき土木事務所及び地方ダム総合事務所は次のとおり。 (七北田川) 仙台土木事務所、仙台地方ダム総合事務所 (白石川) 大河原土木事務所 (迫川) 北部、北部(栗原)、東部(登米のみ)の各土木事務所、栗原地方ダム総合事務所</p> <p>伝達すべき市町村 (七北田川) 仙台市、多賀城市、利府町 (白石川) 白石市、大河原町、柴田町、蔵王町 (迫川) 登米市、栗原市、涌谷町</p> <p>※ 東日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第7条第4号)。</p>	<p>指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)</p> <p>指定河川洪水予報を伝達すべき土木事務所及び地方ダム総合事務所は次のとおり。 (七北田川) 仙台土木事務所、仙台地方ダム総合事務所 (白石川) 大河原土木事務所 (迫川) 北部、北部(栗原)、東部(登米のみ)の各土木事務所、栗原地方ダム総合事務所</p> <p>伝達すべき市町村 (七北田川) 仙台市、多賀城市、利府町 (白石川) 白石市、大河原町、柴田町、蔵王町 (迫川) 登米市、栗原市、涌谷町</p> <p>※ 東日本電信電話㈱への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)。</p>	<p>表現修正</p>